公共下水道　下水管渠調査業務委託その１
仕様書

第１章 総 則

１．適用範囲

（１）この仕様書は、勝山市(以下「当市」という。)が管理する下水道管路施設内の調査工（以下、「調査」という。）に適用する。

（２）図面に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

（３）本仕様書及び図面(以下「設計書」という。)に疑義が生じた場合は、当市監督員及び受注者との協議により決定する。

（４）この業務は、(公社)日本下水道協会発行「下水道施設維持管理積算要領-管路施設編-2020 年度版」、同協会発行下水道用設計標準歩掛表-第 1 巻 管路-、(公社)日本下水道管路管理業協会発行「下水道管路管理積算資料-2023-」を参考にしている。

２．業務概要

本業務は、勝山市内の下水道重要幹線のほか、腐食環境下にある汚水中継ポンプ所圧送先吐出箇所の管路及び人孔の調査を行うものである。

業務の概要は、以下の通りとする。

①管路施設巡視工	L=444.0m
②マンホール目視調査工	N=102 箇所
③本管 TV カメラ調査工	L=444.0m
④管渠洗浄工	L=418.6m
⑤仮設工（交通整理工）	N=1 式
⑥報告書作成	N=1 式

３．成果の所有等

調査に伴って得られた資料及び成果は、当市の所有とする。また、調査の成果等は、当市の承諾なしに公表しないこと。

４．用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）「指示」とは、当市の発議により、当市監督員が受注者に対し、当市監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。

（２）「承諾」とは、受注者側の発議により、受注者が当市監督員に報告し、当市監督員が了

解することをいう。
（３）「協議」とは、当市監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

５．法令等の遵守
（１）受注者は、点検整備を施行するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令、条例、規則等ならびに当市が他の企業等と締結している協定等を遵守すること。
ア．労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号)及び同法関連法規
イ．労働災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号)及び同法関連法規
ウ．消防法（昭和 23 年法律第 186 号)及び同法関連法規
エ．緊急失業対策法（昭和 24 年法律第 89 号)及び同法関連法規
オ．建設業法（昭和 24 年法律第 100 号)及び同法関連法規
カ．建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号)及び同法関連法規
キ．港湾法（昭和 25 年法律第 218 号)及び同法関連法規
ク．毒物及び劇物取締法（昭和 24 年法律第 303 号)及び同法関連法規
ケ．道路法（昭和 27 年法律第 180 号)及び同法関連法規
コ．下水道法（昭和 33 年法律第 79 号)及び同法関連法規
サ．中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号)及び同法関連法規
シ．道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号)及び同法関連法規
ス．河川法（昭和 39 年法律第 167 号)及び同法関連法規
セ．電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号)及び同法関連法規
ソ．公害対策基本法（昭和 42 年法律第 132 号)及び同法関連法規
タ．騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号)及び同法関連法規
チ．廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号)及び同法関連法規
ツ．水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号)及び同法関連法規
テ．酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年労働省令第 42 号)及び同法関連法規
ト．労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号)及び同法関連法規
ナ．振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号)及び同法関連法規
ニ．勝山市公害防止条例（平成 16 年勝山市条例第 24 号)及び同法関連法規
（２）使用人に対する諸法令等の運用、適用は受注者の負担と責任のもとで行うこと。
（３）適用を受ける諸法令は、改定等があった場合は最新のものを使用すること。

６．提出書類
（１）受注者は契約締結後、速やかに次の書類を提出し、承諾を受けた上、調査に着手すること。
ア．調査計画書
イ．現場代理人及び主任技術者届

ウ. 工程表
エ. 職務分担表
オ. 緊急連絡先届
カ. 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者届
(酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証(第 2 種)の写しを添付のこと。)
（2）提出した書類の内容を変更する必要が生じたときは、ただちに変更届を提出すること。
（3）受注者は、着手日から竣工日までの期間中の毎月末、調査出来高報告書を監督員に提出すること。
（4）受注者は、調査が完了したときは、速やかに次の書類を提出すること。
ア. 完了届
イ. 出来高調書
ウ. 調査記録写真帳
エ. 完了図書一式
（5）前記各項のほか、当市監督員が提出するように指示した書類は、指示期日までに提出すること。

7．官公署への手続き
受注者は、契約締結後、すみやかに関係官公署等に調査に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

8．現場体制
（1)受注者は、契約締結後、速やかに代理人ならびに調査の技術及び経験を有する主任技術者を定めるとともに、所定の業務に従事させること。
（2）人孔及び管路内で作業を行う場合は、酸素欠乏作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。
（3）受注者は、適正な調査の進捗を図るとともに、そのために十分な数の調査員を配置すること。

9．地先住民との協調
（1）地元への広報活動を十分行い、沿道住民、市民への理解と協力を求め、市民からの苦情や要望等に関しては終始誠意をもって対処し、施行すること。
（2）受注者は、地先住民等からの要望もしくは地先住民等と何らかの交渉及び苦情があった際には、遅滞なく当市監督員に申し出て、指示を仰ぎ、誠意をもって対応し、その結果を速やかに報告すること。

１０．損害賠償及び補償

（１）受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに当市監督員に報告し、その指示をうけるとともに、すみやかに原状復旧すること。

（２）受注者は、調査にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

（３）前記（１）について事故等が生じたときは速やかに処理し、当市監督員に連絡を行い、以後、経過報告書を提出すること。

（４）処理方法等については、当市監督員が指示する場合がある。

１１．工程管理

（１）受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。

（２）当初予定の作業工程と実績とに変更が生じた場合は、必要な措置を講じて、調査の円滑な進行を図ること。

（３）毎月末、「調査出来高報告書」により、調査の進捗状況を当市監督員に提出すること。

１２.調査記録写真

受注者は、次の各号に従って調査記録写真を撮影し、調査が終了したときは、工種毎、工程順に編集したものを調査記録写真帳に整理し、「完了届」に添付して当市監督員に提出すること。

（１） 撮影は、テレビカメラ等使用機械の設置状況及び作業状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況のほか、当市監督員が指定する内容について行うこと。

（２）写真は、件名、撮影場所、撮影対象、受注者名等を明記した黒板を入れ、撮影すること。

（３）一枚の写真で作業状況が明らかにならない場合は、貼り合せること。

（４）写真は、原則としてカラー写真とし、その大きさはＬ判とする。

第２章 安 全 管 理

１．一般事項

（１）受注者は、公害災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症防止規則、並びに建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講ずること。

（２）調査中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、局所的集中豪雨、地震等が発生した場合は、ただちに適切な対処ができるような対策を講じておくこと。

（３）事故防止を図るため、安全管理については、調査計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

２．安全教育

（１）受注者は、調査に従事する者に対して、定期的に当該点検整備に関する安全教育を行い、調査委員等の安全意識の向上を図ること。

（２）受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業について特別な教育を行うこと。

３．労働災害防止

（１）現場の調査環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検し、調査に従事する者の安全を図ること。

（２）人孔、管渠等に出入りし、またはこれら内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、硫化水素等有害ガスの有無を作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は記録、保存し、当市監督員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

（３）作業中、酸素欠乏空気や硫化水素等有害ガスが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、当市監督員及びその他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。

（４）資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者を配置すること。

４．公衆災害防止

（１）調査中は、常時、調査現場周辺の居住者及び通行人の安全ならびに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。

（２）調査現場には、「下水道管路施設調査中」と明記した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明および保安灯を施し、通行人および通行車両等の安全確保に努めること。

（３）調査区域内には、交通誘導員を配置し、車両および歩行者の通行の誘導および整理を行うこと。

（４）調査に伴う交通処理および保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。

（５）前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を当市監督員に報告すること。

５．その他

（１）受注者は、調査にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。

（２）万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに当市監督員及び関係管公署に報告するととみに、すみやかに必要な措置を講ずること。

（３）前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面

により、ただちに当市に届出ること。

６．連絡体制

（１）緊急時の連絡体制を明確にし、緊急時には速やかに対処できるように体制を整えること。また、休日、夜間時においても受注者にて速やかに対処すること。

７．工事標示板

(1)「土木工事共通仕様書」の交通安全管理にあるとおり、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（国土交通省近畿地方整備局）等の安全対策を講じること。

第３章 調 査 工

１．一般事項

（１）受注者は、「施工計画書」に調査箇所、調査順序を定め、事前に当市監督員に報告した上で、調査に着手すること。

（２）調査にあたっては、管口を傷めないよう、ガイドローラーを使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道管理施設に損傷を与えないよう十分注意すること。

（３）調査にあたり、仮締切りを必要とする場合は、当市監督員の承諾を得ること。この仮締切りは、上流に溢水が起きない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとすること。ただし、上流に溢水が生じる恐れがあるときは、ただちにこれを撤去すること。

（４）受注者は、調査にあたり、騒音規制法、振動規制法及び当市公害防止条例等の公害防止関連法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。

（５）受注者が、当市監督員の指示に反して作業を続行した場合及び当市監督員が事故防止上、危険と判断した場合は、調査の一時中止を命ずることがある。

（６）調査にあたり、道路その他の工作物を搬出土砂等で汚染させないこと。万一、汚染させた場合は調査終了の都度、洗浄清掃すること。

（７）調査終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、調査場所の清掃に努めること。

２．調査工

（１）調査計画書

受注者は、調査にあたり、事前に下記事項を記載した調査計画書を提出し、承諾を受けた上、着手すること。

ア．調査概要

イ．現場組織(職務分担、緊急連絡体制等)

ウ．調査計画(テレビカメラ及びビデオカメラ装置等使用機器、調査方法、実施工程)

エ．安全計画(保安対策、道路交通の処理方法、管渠内との連絡方法、酸素欠乏空気・有毒

ガス対策等)

オ. その他(当市監督員の指示する事項)

（2）調査器材

調査に使用する器材は、常に点検し、安全な整備をしておくこと。

（3）調査時間

調査にあたっては、道路使用許可条件を遵守すること。

（4）テレビカメラによる調査

ア. 調査にあたり、当市の指示する区間は調査前に清掃を行い、調査の精度を高めること。なお、洗浄に高圧洗浄車を使用する場合の洗浄水は、受注者で用意すること。

イ. 本管の調査は、原則として、上流から下流に向けてテレビカメラを移動させながら行うこと。

ウ. 本管の調査にあたっては、管種、管径、管の破損、継手部の不良、管壁のクラック、取付け管口、管のたるみ・蛇行、取付け管の突き出し、油脂の不着、木の根の侵入、侵入水等について異常の程度を確認し、全区間について撮影（カラー）し、DVD 等に収録すること。

異常箇所、取付管口等の必要箇所については、側視撮影（カラー）した上で、鮮明な画像を DVD 等に収録すること。

エ. 本管内の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし、正確に測定すること。

オ. 管内に異常が発見された場合は、DVD 等とは別に、モニターから写真撮影(カラー)を行うものとする。なお、これらの撮影内容及び方法の変更は、事前に当市監督員と協議し、承諾を受けなければならない。

(5) 目視による調査

ア. マンホール目視調査

マンホール内に調査員が入り、マンホール内の側塊や側壁のクラックやズレ、進入水、足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、土砂等の堆積、管きょの布設状況、蓋の摩耗度、蓋のがたつき・蓋違い、副管の状況等について、異常の程度を確認し、写真撮影（カラー）を行うものとする。

写真撮影（カラー）は、調査年月日、調査場所、異常内容等を明記した黒板を入れて撮影すること。なお、調査内容は、TV カメラによる調査に準ずるものとする。

3．報告書

（1）調査結果は、別紙「調査報告書記載要領」により、報告書を作成すること。

（2）調査結果をテレビモニターから DVD 等に収録する場合は、指定の一般用 DVD 等に収録すること。なお、提出する DVD 等、写真には、件名、地名、路線番号、継手番号及び管径、並びに距離等を表示すること。

（３）調査結果の判定基準については、別表-1-3～1-5 に基づき、表 1-6～1-11 に示す記録表に記載する。
（４）提出する成果品は、次のとおりとする。
ア．報告書
イ．不良箇所写真帳
ウ．DVD 等（テレビカメラ調査の場合）
エ．その他、当市監督員の指示するもの。

第４章 そ の 他

１．調査の完了
調査を完了し、所定の成果品が提出された後、当市検査員の検査をもって竣工とする。

２．検査
（１）受注者は、完了検査に立会うこと。
（２）受注者は、検査のために必要な資料（日報、写真、完了図書等）を、当市検査員の指示に従い、提出すること。

３．その他
（１）設計図書に特に明記していない事項があっても、調査の実施並びに清掃作業上、当然必要と思われるものについては、受注者の負担において処理すること。また、受注者の負担において処理すべきではないと思われるものについては、発覚次第速やかに当市監督員に報告し、当市監督員が必要と判断したものについては設計変更の対象とする。
（２）調査箇所において、下水道施設に破損、不動沈下、腐食等の異常を発見したときは、速やかに当市監督員に報告すること。
（３）その他、特に定めのない事項については、速やかに当市監督員に報告し、指示を受けて処理すること。

公共下水道　下水管渠調査業務委託その1

数量計算書

管渠調査総括表

1.マンホールポンプ所

	1:管路及びマンホールの調査		2:マンホールのみ調査	3:管路のみ調査		口径調査延長　計	調査マンホール箇所計
φ150	0.0m	0箇所	62箇所	0.0m		0.0m	62箇所
φ200	0.0m	0箇所	14箇所	0.0m		0.0m	14箇所
φ250	45.0m	4箇所	2箇所	0.0m		45.0m	6箇所
φ300	0.0m	0箇所	6箇所	0.0m		0.0m	6箇所
φ450	39.4m	4箇所	0箇所	0.0m		39.4m	4箇所
φ600	0.0m	0箇所	0箇所	0.0m		0.0m	0箇所
φ700	0.0m	0箇所	0箇所	0.0m		0.0m	0箇所
調査管路延長　計	84.4m			0.0m		**84.4m**	
調査マンホール箇所計		8箇所	84箇所				**92箇所**

2.幹線

	1:管路及びマンホールの調査		2:マンホールのみ調査	3:管路のみ調査		口径調査延長　計	調査マンホール箇所計
φ150	0.0m	0箇所	0箇所	0.0m		0.0m	0箇所
φ200	0.0m	0箇所	0箇所	0.0m		0.0m	0箇所
φ250	87.2m	4箇所	0箇所	0.0m		87.2m	4箇所
φ300	0.0m	0箇所	0箇所	0.0m		0.0m	0箇所
φ450	0.0m	0箇所	0箇所	0.0m		0.0m	0箇所
φ600	272.4m	6箇所	0箇所	0.0m		272.4m	6箇所
φ700	0.0m	0箇所	0箇所	0.0m		0.0m	0箇所
調査管路延長　計	359.6m			0.0m		**359.6m**	
調査マンホール箇所計		10箇所	0箇所				**10箇所**

（洗浄）

調査管路延長合計　＝　**444.0m**　418.6m

調査マンホール箇所合計　＝　**102箇所**　102箇所

施工日数計算

①マンホール目視調査工

= 102÷30

= 3.4（日）

②本管TVカメラ調査工

= 444.÷280

= 1.585571429（日）

③管渠洗浄工

（φ250）

= 106.8÷830

= 0.15926506（日）

（φ300）

= 0÷790

= 0（日）

（φ450）

= 39.4÷585

= 0.067350427（日）

（φ600）

= 272.4÷415

= 0.656313253（日）

施工日数

5.868500169（日） 6（日） **誘導員人数** ＝ **12**（人）

マンホール型汚水中継ポンプ所　集計表

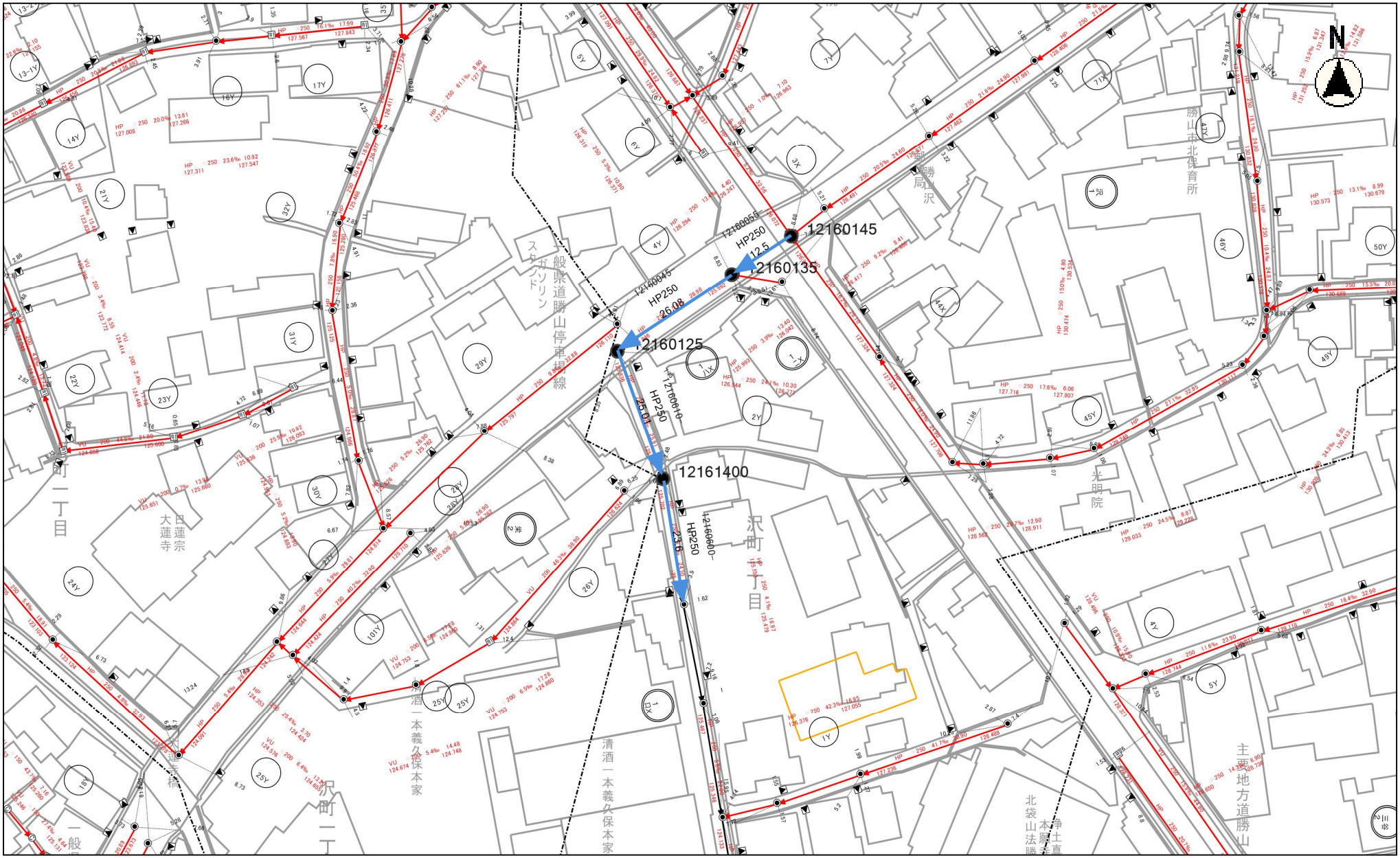
整理番号	汚水中継ポンプ所	所在地	吐出先上流マンホール種別	吐出先下流マンホール種別	幹線・枝線（吐出先管）	吐出先管種	吐出先口径	実延長	点検内容	備考
1	滝波第二	滝波町1丁目地係	1号マンホール	1号マンホール	枝線	HP	φ250	25.4	1:管路及びマンホールの調査	カメラ調査のみ
2	栄町第一	栄町5丁目地係	特1号マンホール	特1号マンホール	枝線	VU	φ200	11.7	2:マンホールのみ調査	
3	高島第一	北市地係	特1号マンホール	特1号マンホール	枝線	VU	φ200	37.4	2:マンホールのみ調査	
4	五本寺第一	村岡町五本寺地係	1号マンホール	1号マンホール	枝線	VU	φ150	46.9	2:マンホールのみ調査	
5	大袋第一	遅羽町大袋地係	1号マンホール	1号マンホール	枝線	VU	φ200	13.9	2:マンホールのみ調査	
6	大袋第二	遅羽町大袋地係	1号マンホール	1号マンホール	枝線	VU	φ250	27.9	2:マンホールのみ調査	
7	大袋第三	遅羽町大袋地係	レジンマンホール	1号マンホール	枝線	VU	φ150	33.7	2:マンホールのみ調査	
8	大袋第四	遅羽町大袋地係	1号マンホール	塩ビ小口径マンホール	枝線	VU	φ150	9.9	2:マンホールのみ調査	
9	旭町第一	旭町3丁目地係	1号マンホール	特1号マンホール	枝線	VU	φ200	11.0	2:マンホールのみ調査	
10	伊波第二	荒土町伊波地係	Co製小口径マンホール	特1号マンホール	枝線	VU	φ150	21.2	2:マンホールのみ調査	
11	松田第一	荒土町松田地係	1号マンホール	1号マンホール	幹線	HP	φ450	23.9	1:管路及びマンホールの調査	
12	松田第二	荒土町松田地係	1号マンホール	1号マンホール	幹線	VU	φ300	30.9	2:マンホールのみ調査	
13	松田第三	荒土町松田地係	1号マンホール	特1号マンホール	幹線	VU	φ300	21.9	2:マンホールのみ調査	
14	保田出村第一	鹿谷町保田地係	1号マンホール	1号マンホール	幹線	VU	φ300	37.8	2:マンホールのみ調査	
15	保田出村第二	鹿谷町保田地係	特1号マンホール	1号マンホール	枝線	VU	φ200	35.9	2:マンホールのみ調査	
16	聖丸第一	野向町聖丸地係	1号マンホール	1号マンホール	枝線	VU	φ150	59.9	2:マンホールのみ調査	
17	淀川第一	立川町2丁目地係	1号マンホール	特1号マンホール	枝線	VU	φ200	17.9	2:マンホールのみ調査	
18	崎崎第一	遅羽町崎崎地係	1号マンホール	1号マンホール	枝線	VU	φ150	44.9	2:マンホールのみ調査	
19	堀名第一	荒土町堀名地係	1号マンホール	1号マンホール	枝線	VU	φ150	14.2	2:マンホールのみ調査	
20	竜谷第一	野向町竜谷地係	1号マンホール	1号マンホール	枝線	VU	φ150	21.7	2:マンホールのみ調査	
21	千代田第一	遅羽町千代田地係	1号マンホール	1号マンホール	枝線	HP	φ250	19.6	1:管路及びマンホールの調査	
22	深谷第一	野向町深谷地係	1号マンホール	塩ビ小口径マンホール	枝線	VU	φ150	18.0	2:マンホールのみ調査	
23	北山第一	遅羽町北山地係	1号マンホール	1号マンホール	枝線	VU	φ150	56.6	2:マンホールのみ調査	
24	別所第一	荒土町別所地係	1号マンホール	1号マンホール	枝線	VU	φ150	7.4	2:マンホールのみ調査	
25	千代田第三	遅羽町千代田地係	1号マンホール	1号マンホール	枝線	VU	φ150	17.9	2:マンホールのみ調査	
26	杉俣第一	鹿谷町杉俣地係	1号マンホール	レジンマンホール	枝線	VU	φ150	6.0	2:マンホールのみ調査	
27	別所第二	荒土町別所地係	1号マンホール	1号マンホール	枝線	VU	φ150	33.0	2:マンホールのみ調査	
28	西光寺第一	鹿谷町西光寺地係	1号マンホール	塩ビ小口径マンホール	枝線	VU	φ150	75.0	2:マンホールのみ調査	
29	細野口第一	荒土町細野口地係	1号マンホール	1号マンホール	枝線	VU	φ150	18.0	2:マンホールのみ調査	
30	西光寺第二	鹿谷町西光寺地係	1号マンホール	1号マンホール	枝線	PRP	φ150	8.0	2:マンホールのみ調査	
31	西遅羽口第一	鹿谷町西遅羽口地係	1号マンホール	1号マンホール	枝線	VU	φ150	63.0	2:マンホールのみ調査	
32	北西俣第一	鹿谷町北西俣地係	1号マンホール	塩ビ小口径マンホール	枝線	PRP	φ150	40.5	2:マンホールのみ調査	
33	西光寺第三	鹿谷町西光寺地係	1号マンホール	レジンマンホール	枝線	VU	φ150	9.0	2:マンホールのみ調査	
34	西光寺第四	鹿谷町西光寺地係	1号マンホール	レジンマンホール	枝線	PRP	φ150	13.5	2:マンホールのみ調査	
35	保田第二	鹿谷町保田地係	1号マンホール	1号マンホール	枝線	VU	φ200	33.8	2:マンホールのみ調査	
36	蓬生第一	遅羽町蓬生地係	1号マンホール	1号マンホール	枝線	VU	φ150	21.0	2:マンホールのみ調査	
37	平泉寺第一	平泉寺町平泉寺地係	1号マンホール	1号マンホール	枝線	PRP	φ150	10.0	2:マンホールのみ調査	
38	平泉寺第二	平泉寺町平泉寺地係	1号マンホール	1号マンホール	枝線	PRP	φ150	36.0	2:マンホールのみ調査	
39	平泉寺第三	平泉寺町平泉寺地係	1号マンホール	Co製小口径マンホール	枝線	PRP	φ150	61.1	2:マンホールのみ調査	
40	細野口第二	荒土町細野口地係	1号マンホール	1号マンホール	枝線	PRP	φ150	33.0	2:マンホールのみ調査	
41	北西俣第二	鹿谷町北西俣地係	1号マンホール	レジンマンホール	枝線	PRP	φ150	21.7	2:マンホールのみ調査	
42	矢戸口第一	鹿谷町矢戸口地係	1号マンホール	レジンマンホール	枝線	PRP	φ150	11.5	2:マンホールのみ調査	
43	矢戸口第二	鹿谷町矢戸口地係	1号マンホール	1号マンホール	枝線	PRP	φ150	7.0	2:マンホールのみ調査	
44	妙金島第1	荒土町妙金島地係	1号マンホール	1号マンホール	枝線	PRP	φ150	14.5	2:マンホールのみ調査	
45	比島第2	遅羽町比島地係	1号マンホール	レジンマンホール	枝線	PRP	φ150	8.4	2:マンホールのみ調査	
46	高島第一（令和布設	北市地係	特1号マンホール	1号マンホール	枝線	HP	φ450	15.5	1:管路及びマンホールの調査	

幹線管渠等　調査集計表

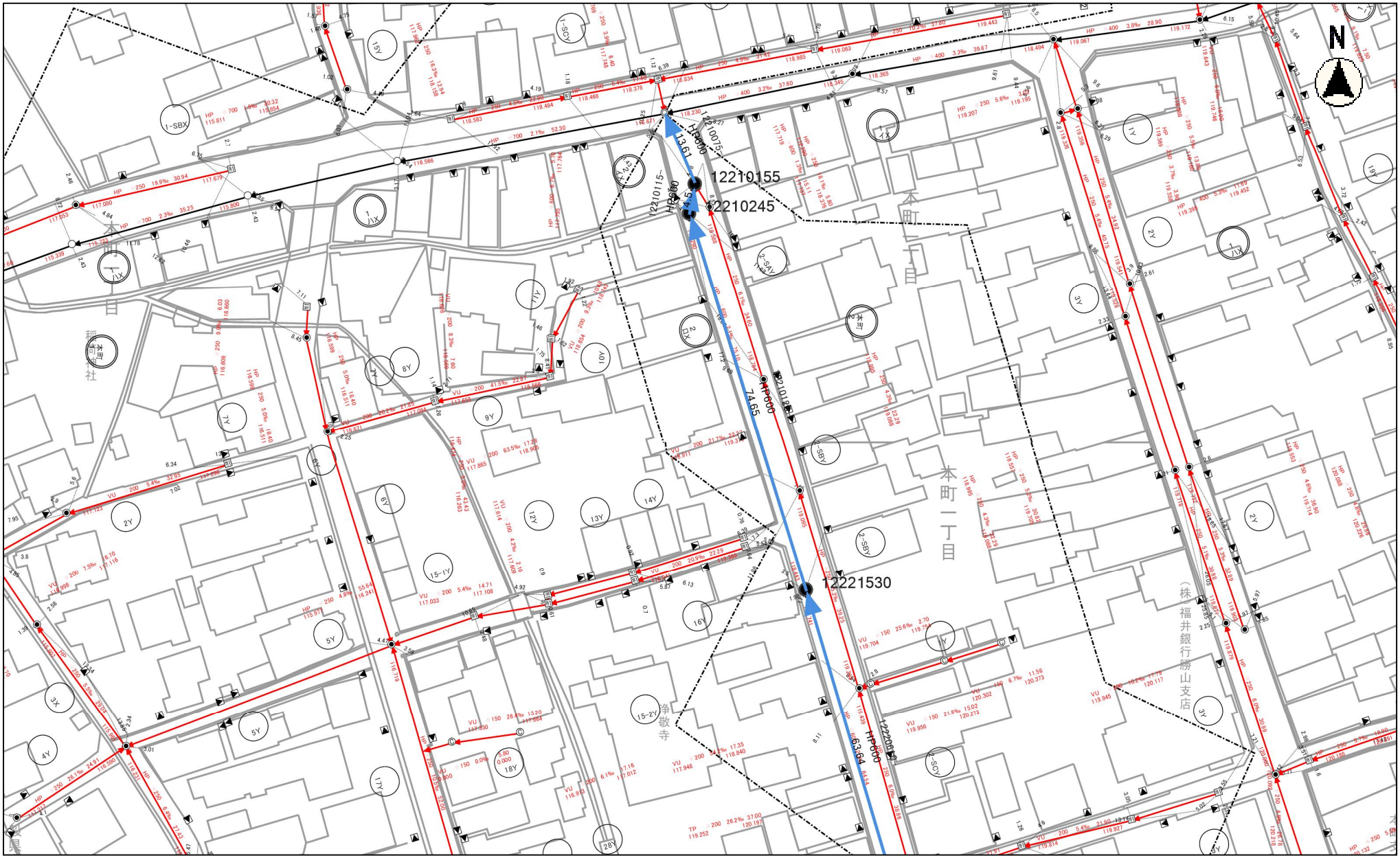
	管渠番号	管渠区分	流下方式	管種	形状	管径	区間距離	管渠延長	上流管底高	下流管底高	勾配	上流土被り	下流土被り	施工年度	点検内容
1	12160600-	幹線管渠	自然流下	HP	円形	250	24.5	23.6	125.702	125.579	5.2	2.262	2.052	S54	1:管路及びマンホールの調査
2	12160610-	幹線管渠	自然流下	HP	円形	250	25.91	25.01	125.836	125.712	5	2.239	2.252	S54	1:管路及びマンホールの調査
3	12160045-	幹線管渠	自然流下	HP	円形	250	26.98	26.08	125.992	125.846	5.6	2.573	2.229	S59	1:管路及びマンホールの調査
4	12160055-	幹線管渠	自然流下	HP	円形	250	13.4	12.5	126.042	125.993	3.9	2.84	2.572	S59	1:管路及びマンホールの調査
5	12210075-	幹線管渠	自然流下	HP	円形	600	15.11	13.61	117.737	117.719	1.3	1.88	2.012	S59	1:管路及びマンホールの調査
6	12210115-	幹線管渠	自然流下	HP	円形	600	5.7	4.5	117.795	117.764	6.7	1.758	1.853	S54	1:管路及びマンホールの調査
7	12210125-	幹線管渠	自然流下	HP	円形	600	75.1	74.65	118.443	118.29	2.1	1.688	1.263	S54	1:管路及びマンホールの調査
8	12220610-	幹線管渠	自然流下	HP	円形	600	64.54	63.64	118.888	118.741	2.3	1.831	1.39	S54	1:管路及びマンホールの調査
9	12220620-	幹線管渠	自然流下	HP	円形	600	48.38	47.48	119.509	119.378	2.8	1.541	1.341	S54	1:管路及びマンホールの調査
10	12220630-	幹線管渠	自然流下	HP	円形	600	69.39	68.49	119.965	119.818	2.1	1.598	1.232	S54	1:管路及びマンホールの調査
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															

重要幹線等　平面図

平面図


12160145
12160135
12160125
12161400
HP250
12.5
26.08
25.01
21.6
N
縮尺 1：1000
10 5 0 10 20

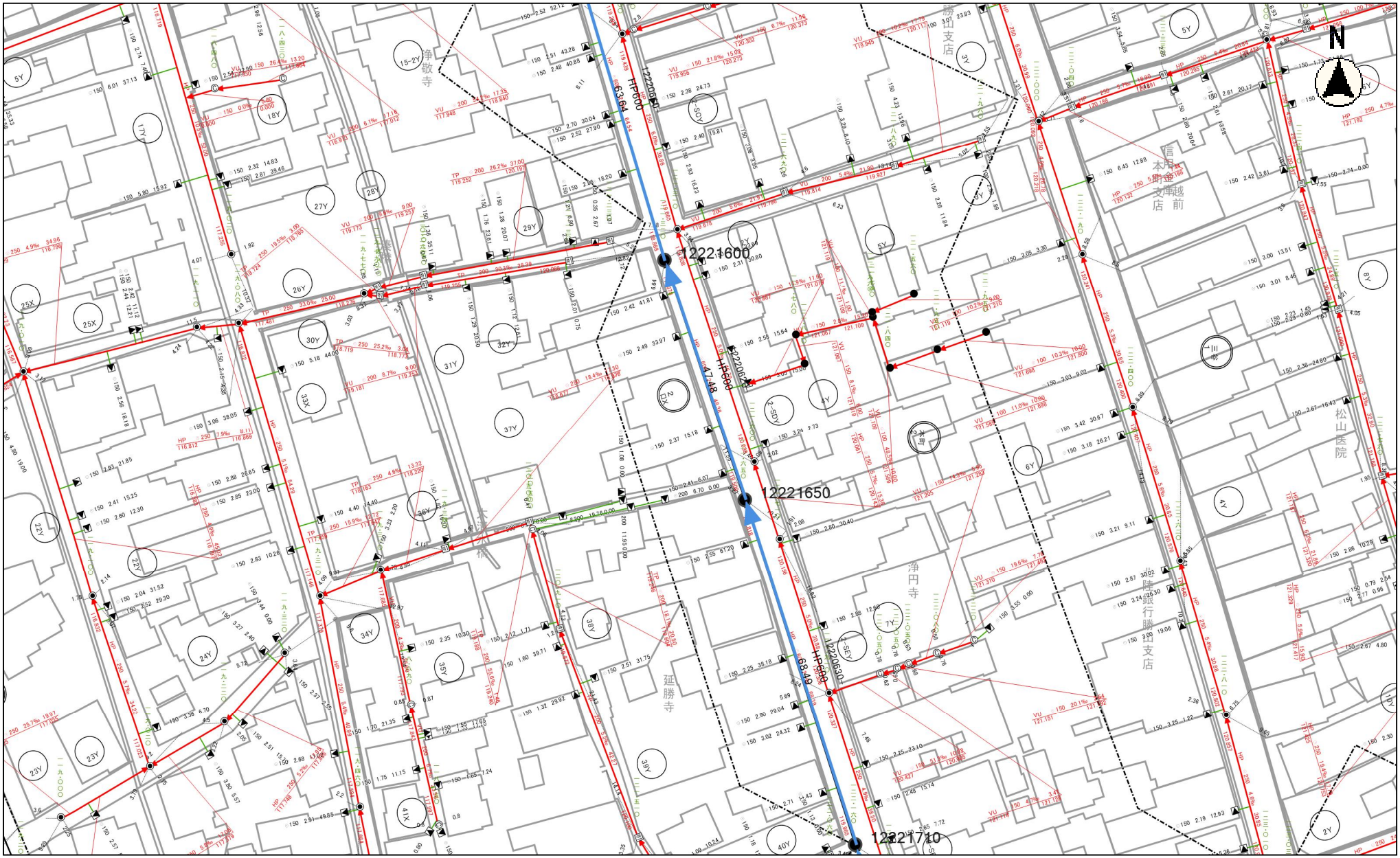
平面図



縮尺 1：1000

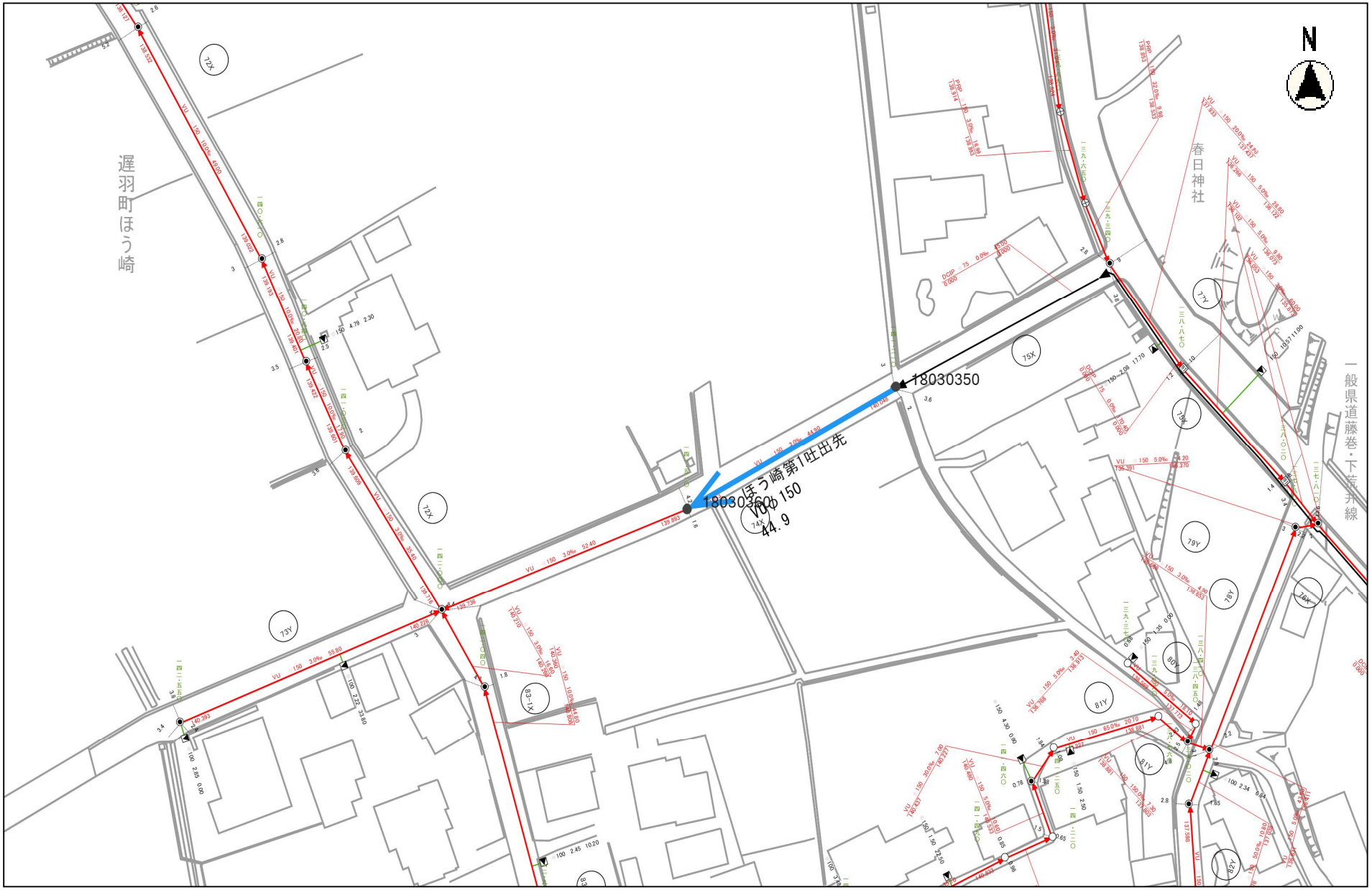
10 5 0 10 20

平面図

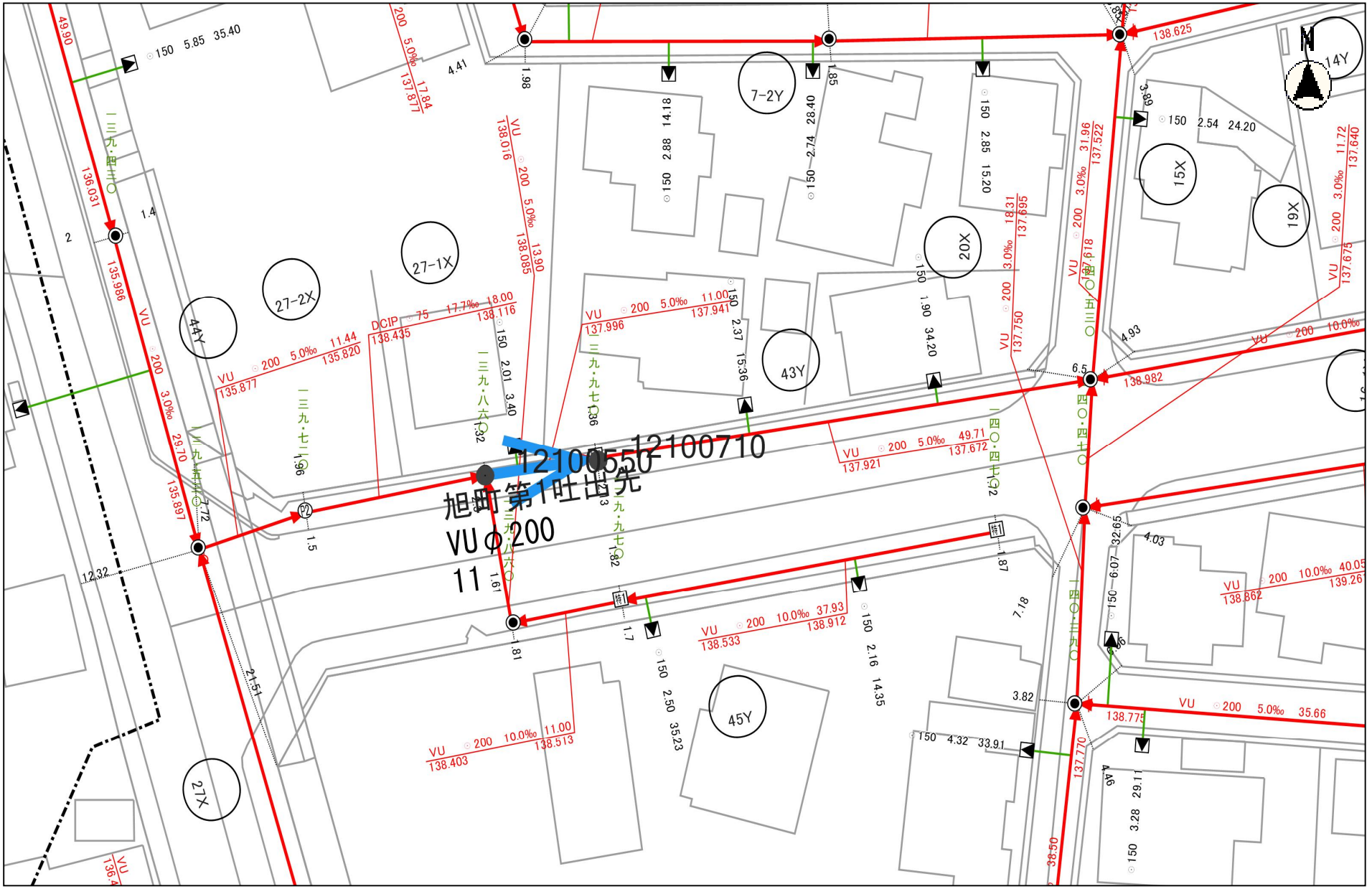

12221600
12221650
12221710
HP600
HP600
HP600
63.64
47.48
68.49
N
縮尺 1：1000
10 5 0 10 20

汚水中継ポンプ所吐出先　平面図

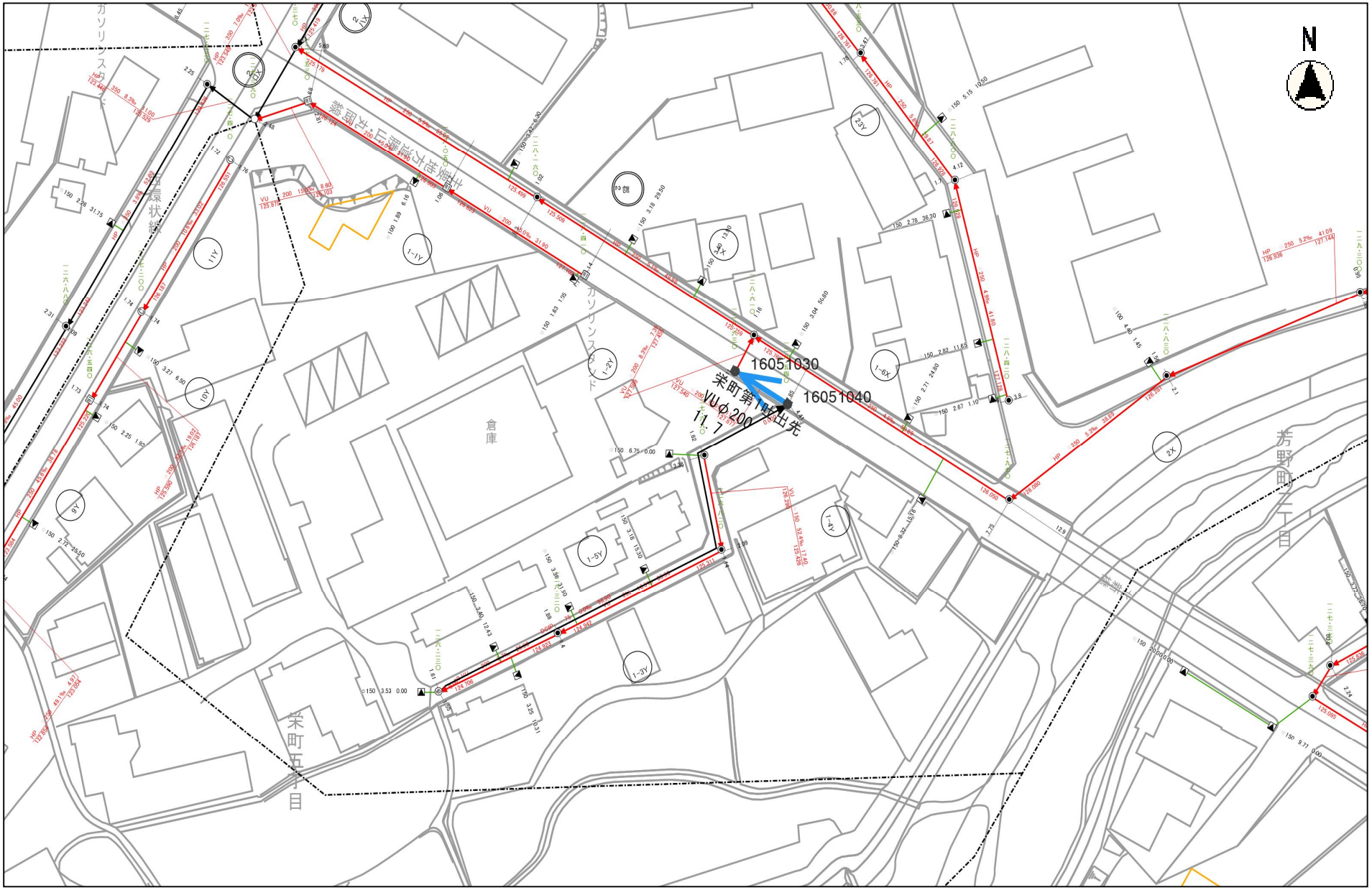
平面図


N
遅羽町ほう崎
春日神社
一般県道藤巻・下荒井線
18030350
ほう崎第1吐出先
18030360
VU 150
44.9
縮尺 1：1000
10 5 0 10 20

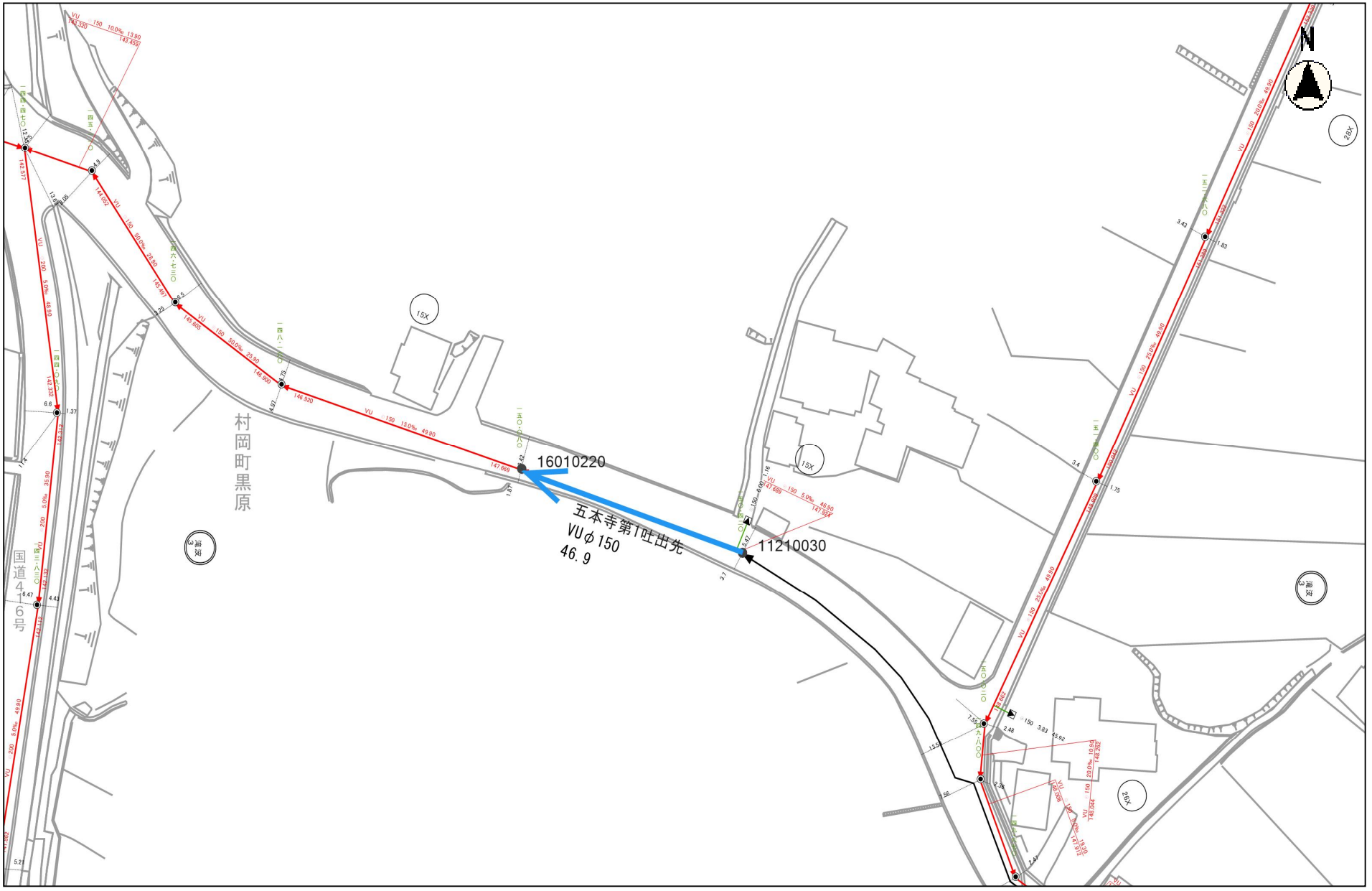
平面図



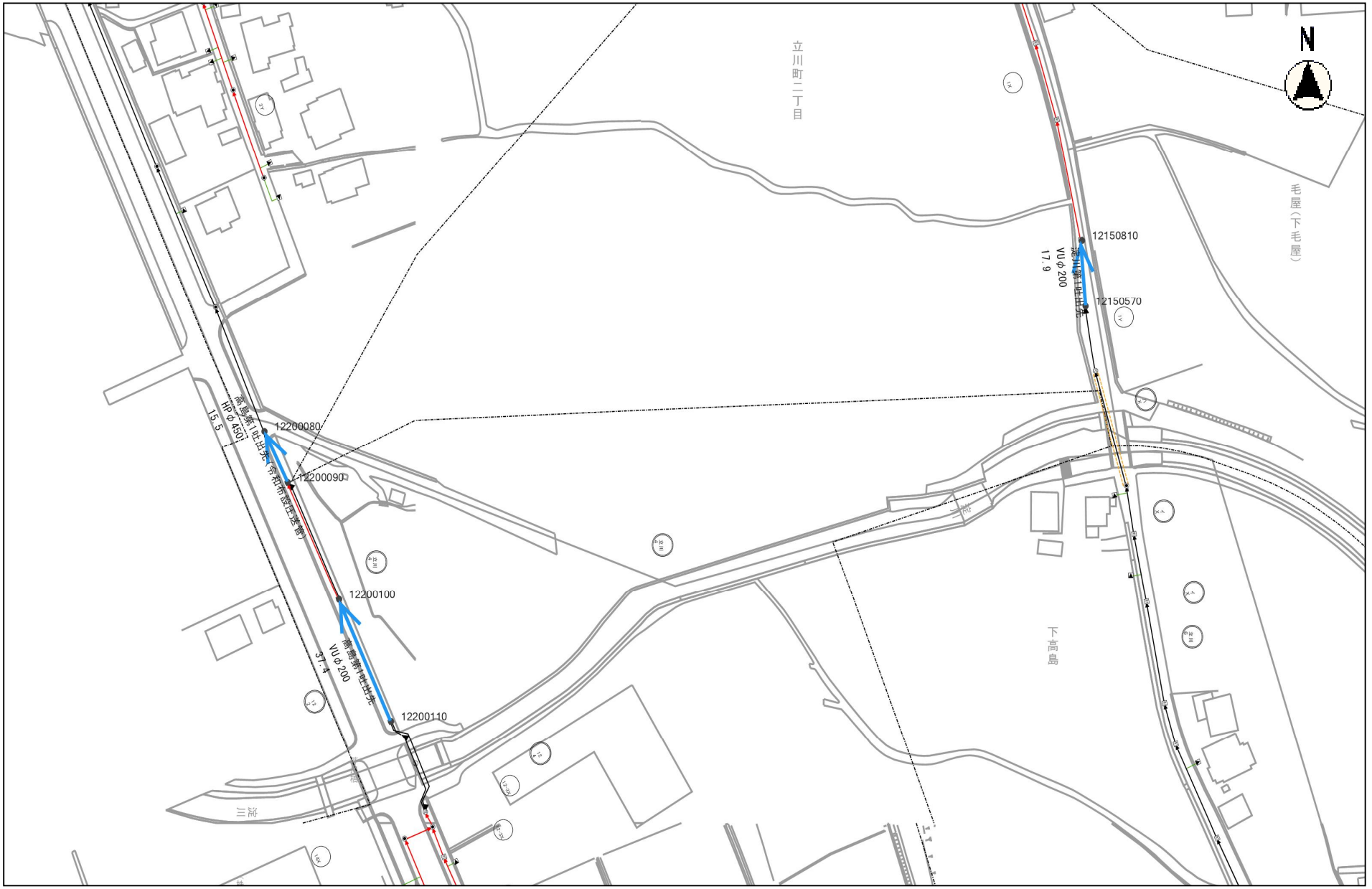
平面図



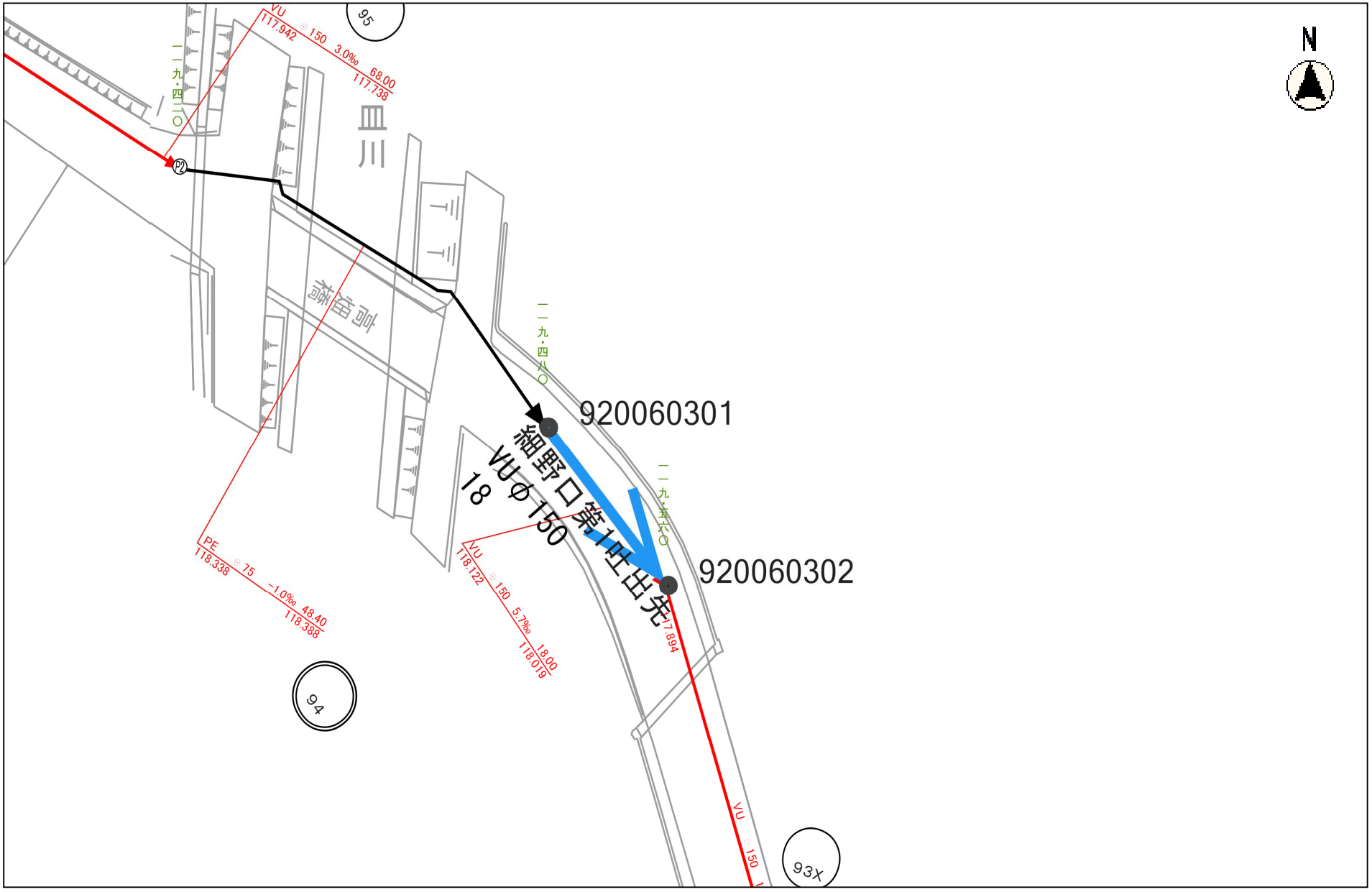
平面図


N
村岡町黒原
国道426号
16010220
五本寺第1吐出先
VUφ150
46.9
11210030
15X
29X
縮尺 1：1000
10 5 0 10 20

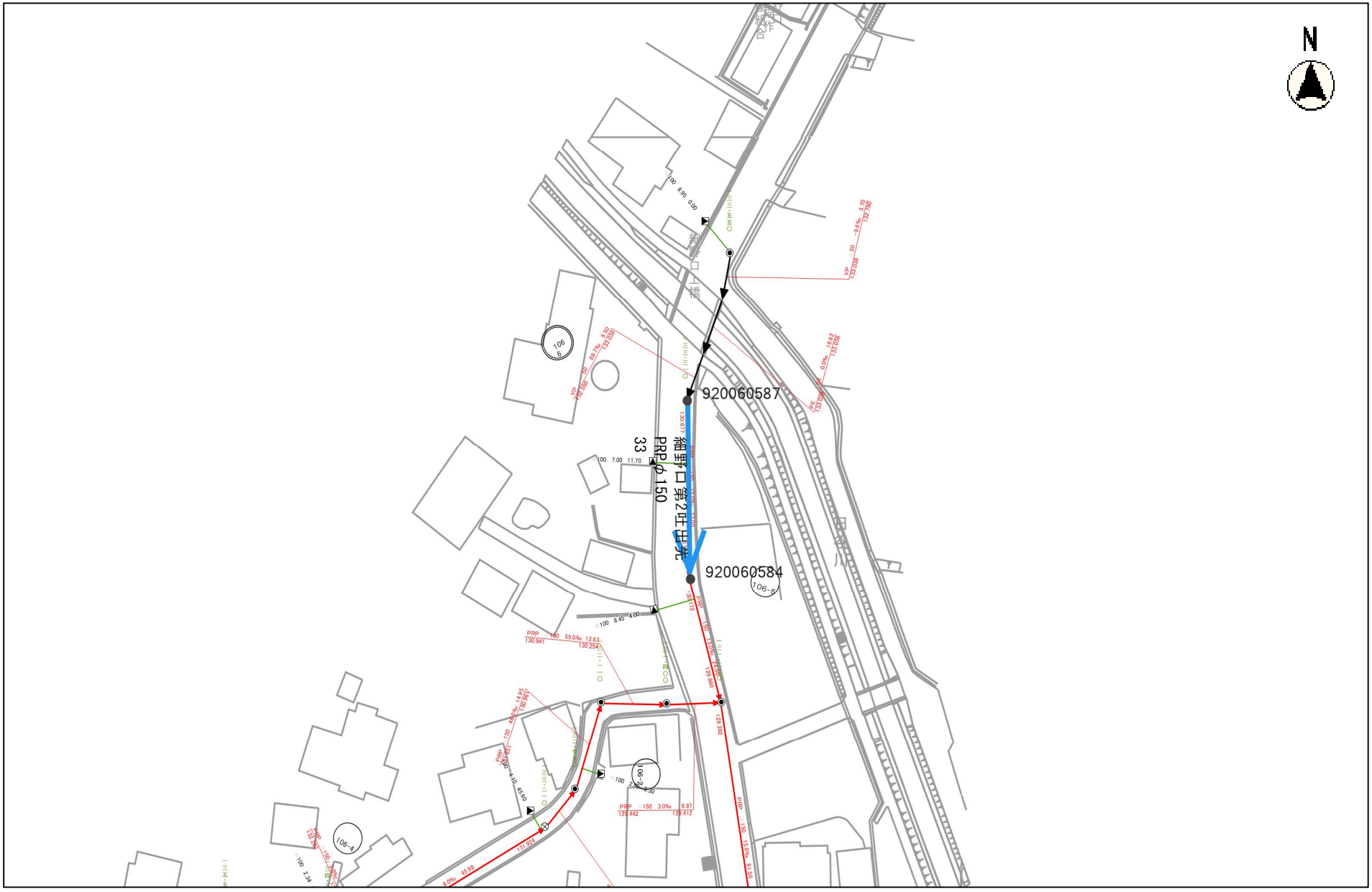
平面図


N
立川町二丁目
毛屋（下毛屋）
下高島
12150810
12150570
VU φ 200
17.9
12200080
12200090
12200100
12200110
高島第1吐出先（令和布設圧送管）
HP φ 450
15.5
高島第1吐出先
VU φ 200
37.4
縮尺 1：1500
10 5 0 10 20 30 40

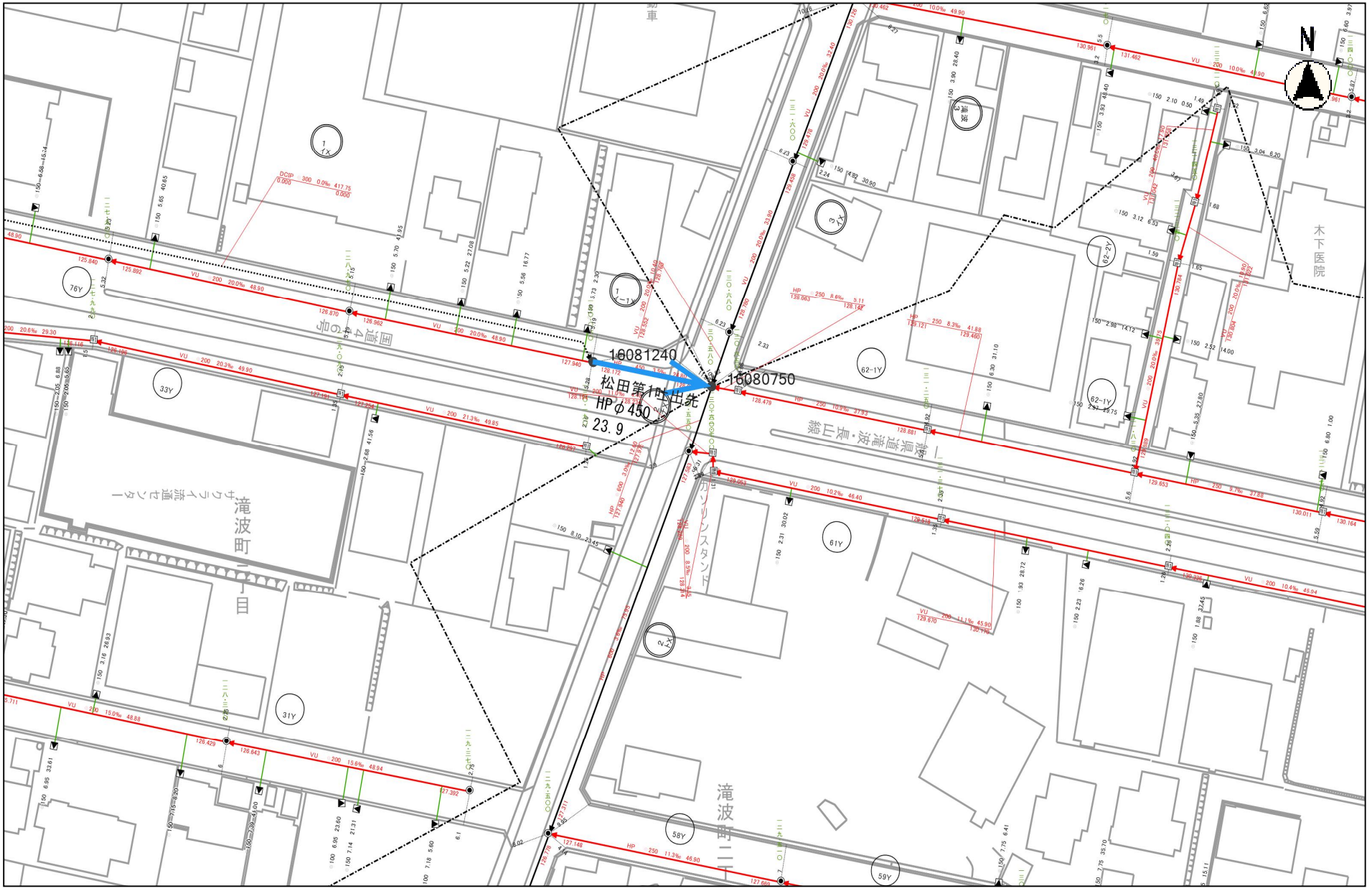
平面図


N
95
94
93X
920060301
920060302
細野口第1吐出先
VUφ150
18
VU 117.942 φ150 3.0‰ 68.00 117.738
PE 118.338 φ75 -1.0‰ 48.40 118.388
VU 118.122 φ150 5.7‰ 18.00 118.019
VU 117.894 φ150
P2
縮尺 1：500
10 5 0 10

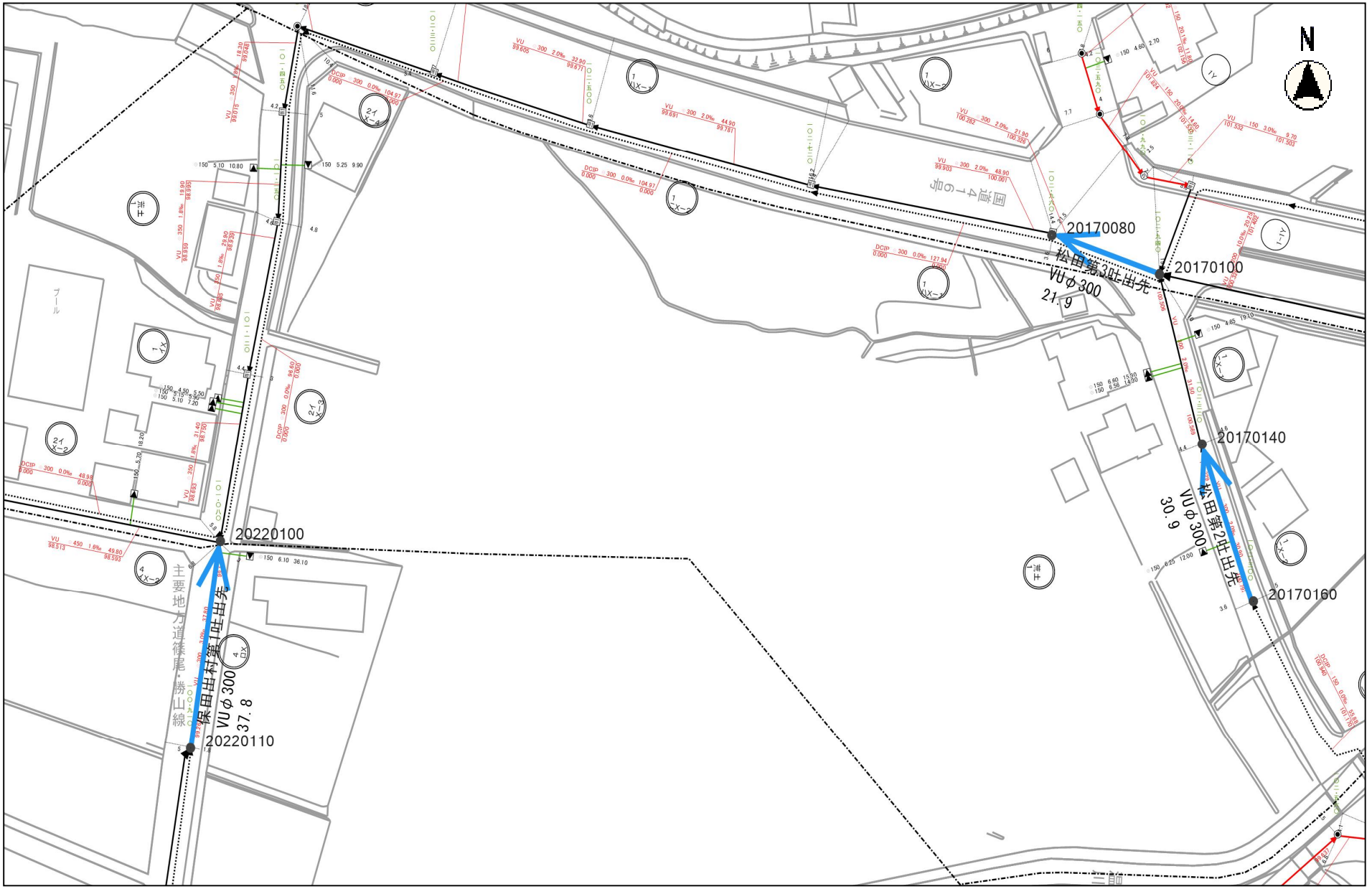
平面図


N
920060587
33
PRPφ150
細野口第2中出先
920060584
縮尺 1：1000
10 5 0 10 20

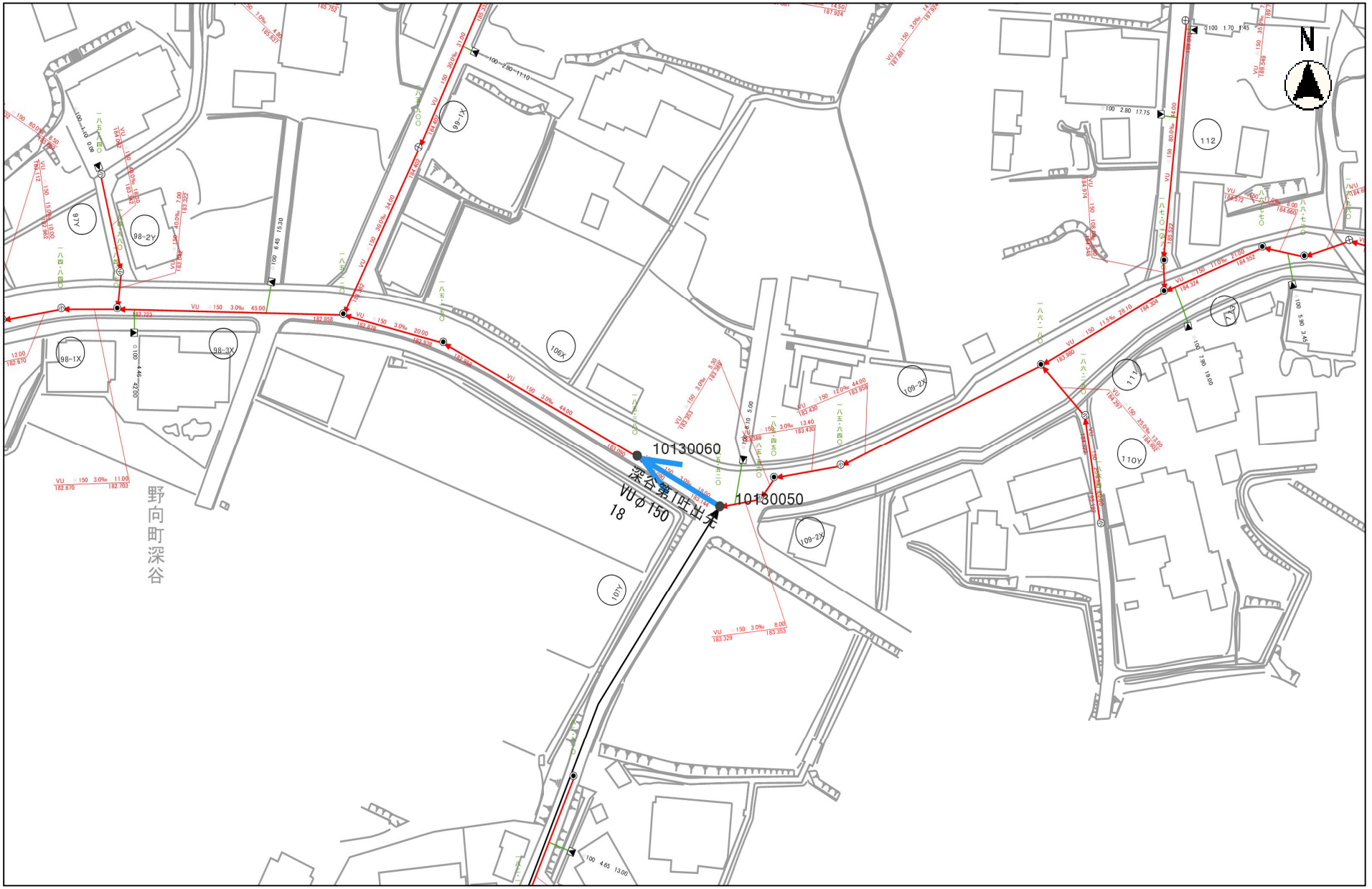
平面図


N
16081240
松田第1幼児発
HPφ450
23.9
16080750
滝波町
滝波町二丁目
木下医院
縮尺 1：1000
10 5 0 10 20

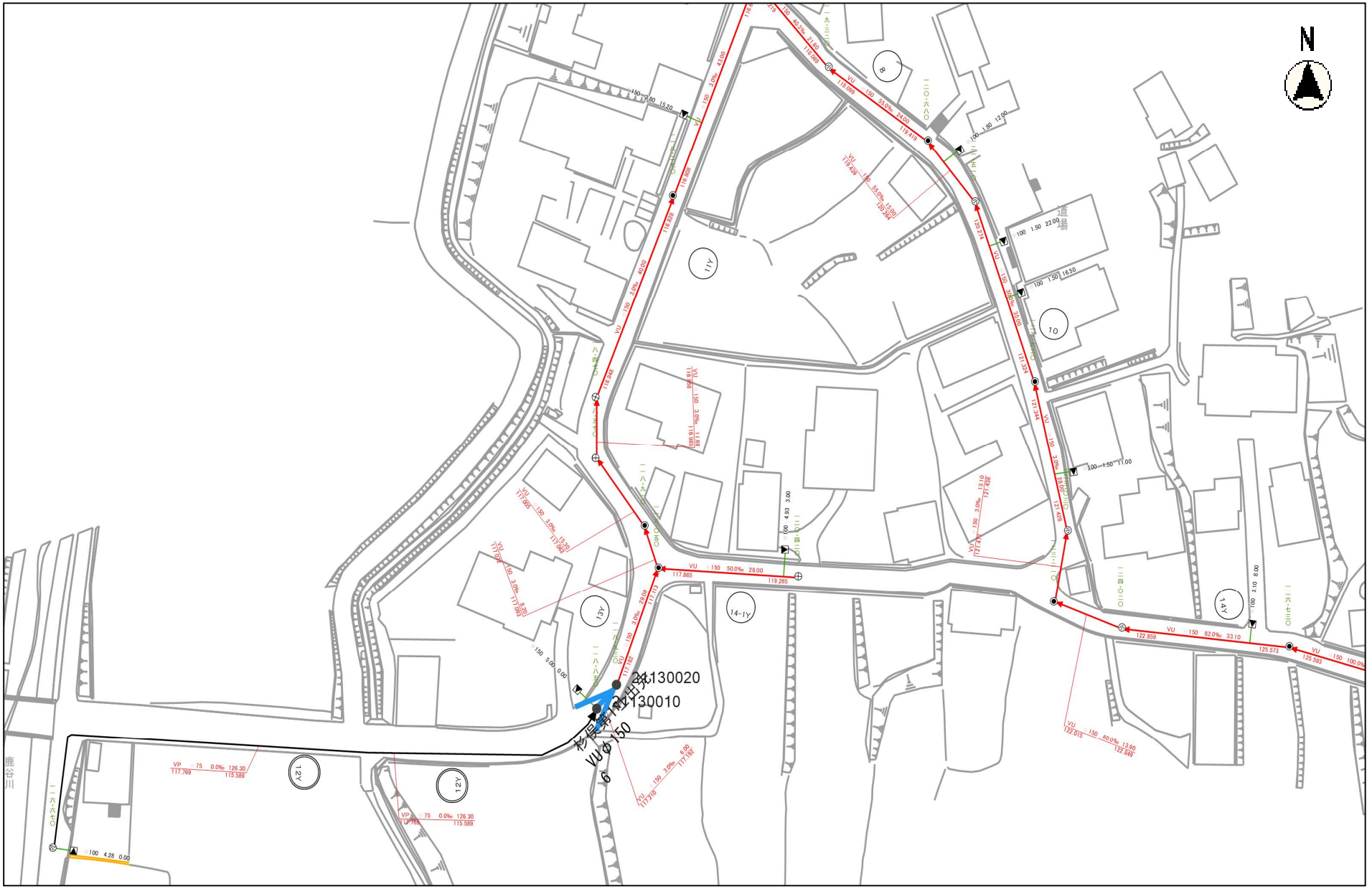
平面図


N
20170080
20170100
20170140
20170160
20220100
20220110
松田第3吐出先
VUφ300
21.9
松田第2吐出先
VUφ300
30.9
保田出村第1吐出先
VUφ300
37.8
主要地方道篠尾・勝山線
縮尺 1：1000
10 5 0 10 20

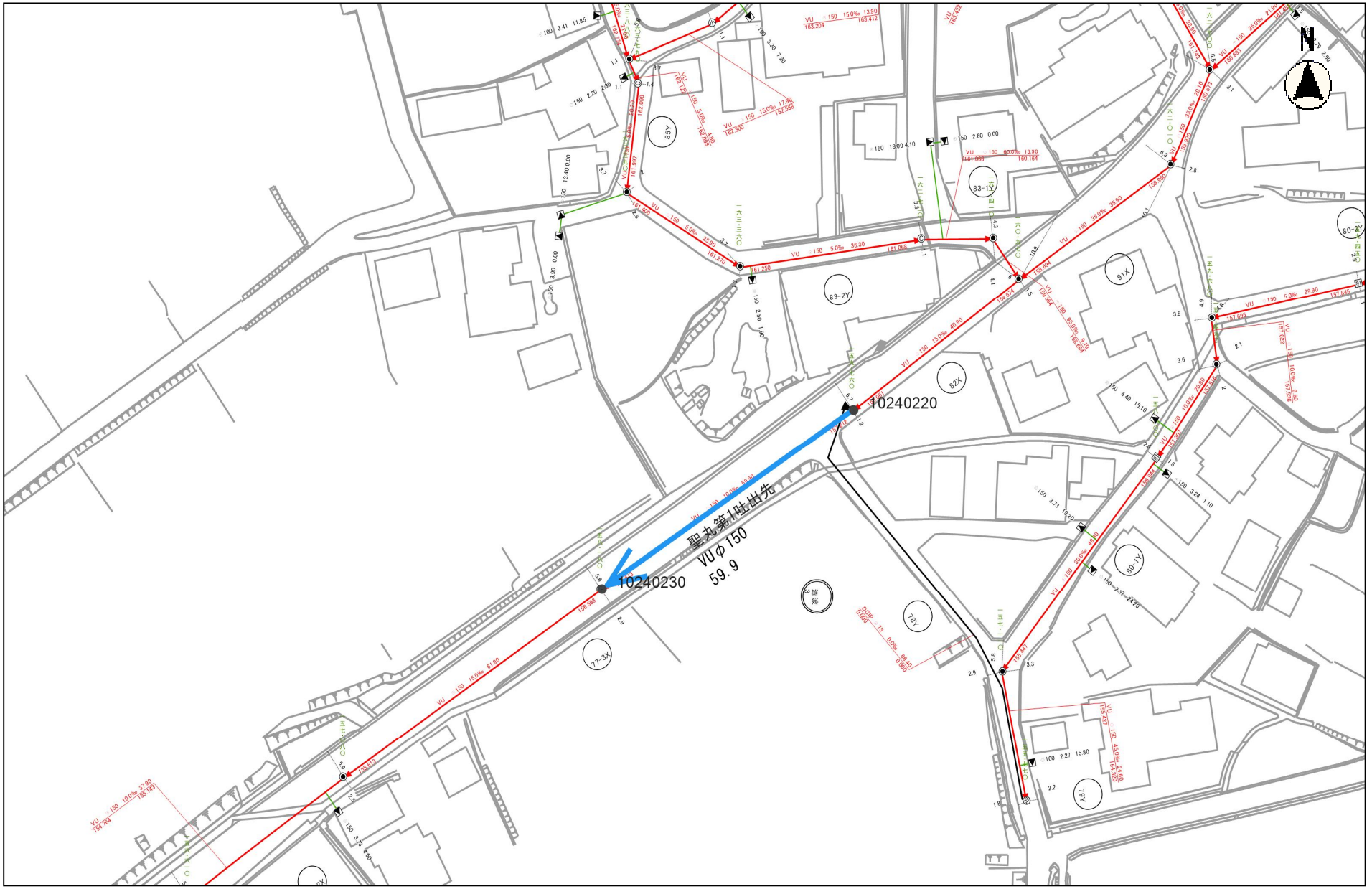
平面図


N
10130060
10130050
深谷第1吐出元
VUφ150
18
野向町深谷
縮尺 1：1000
10 5 0 10 20

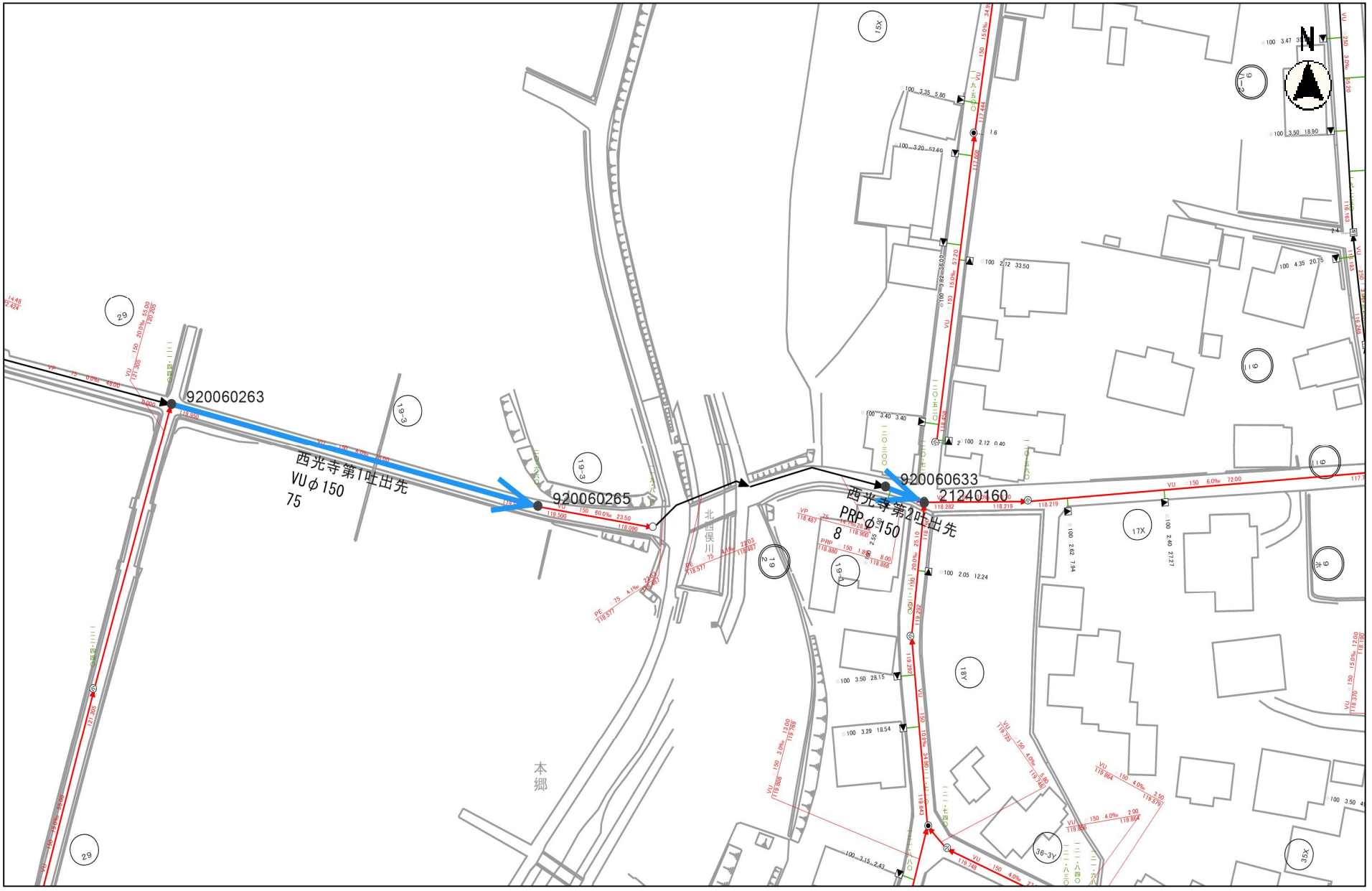
平面図



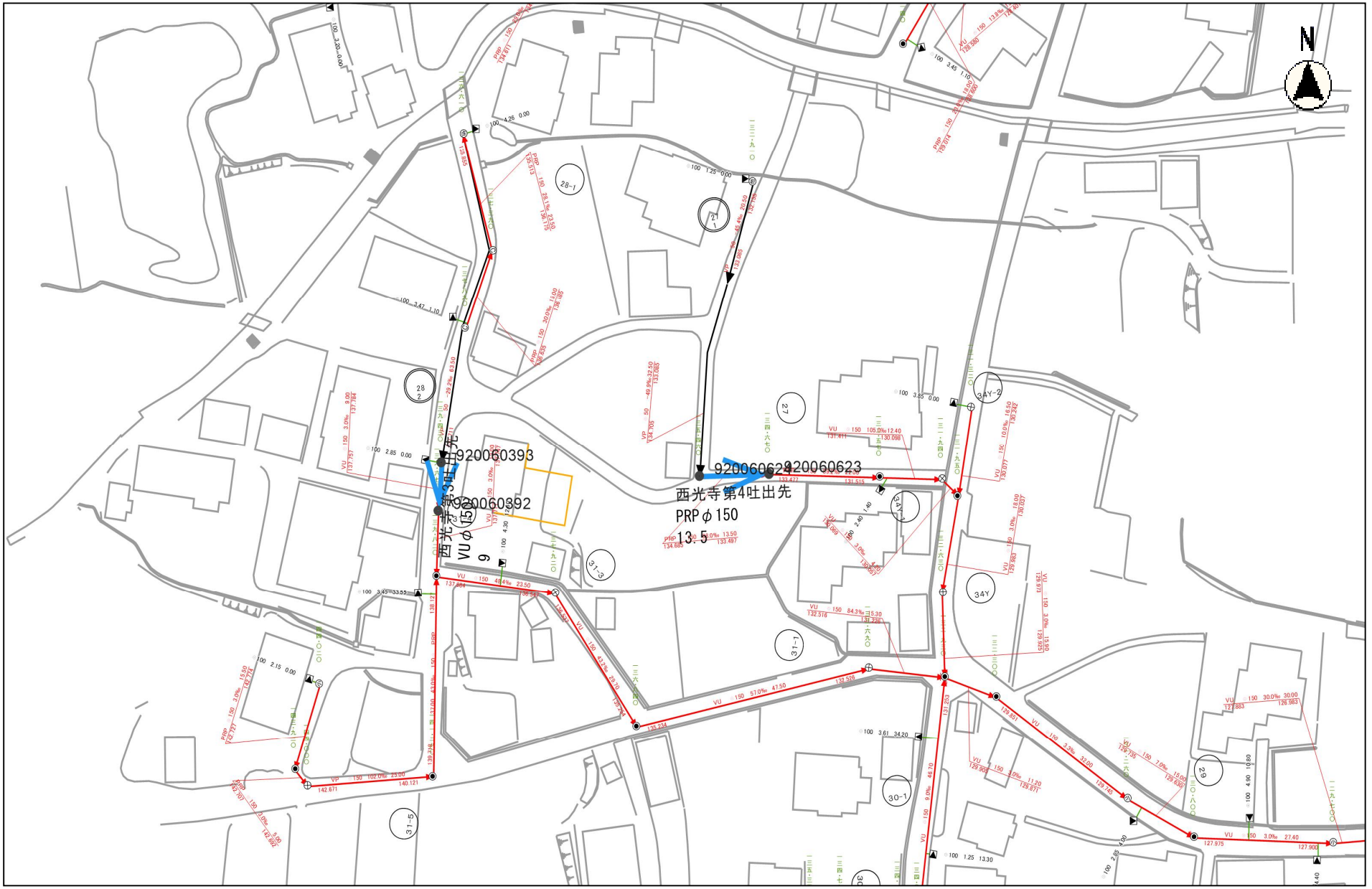
平面図



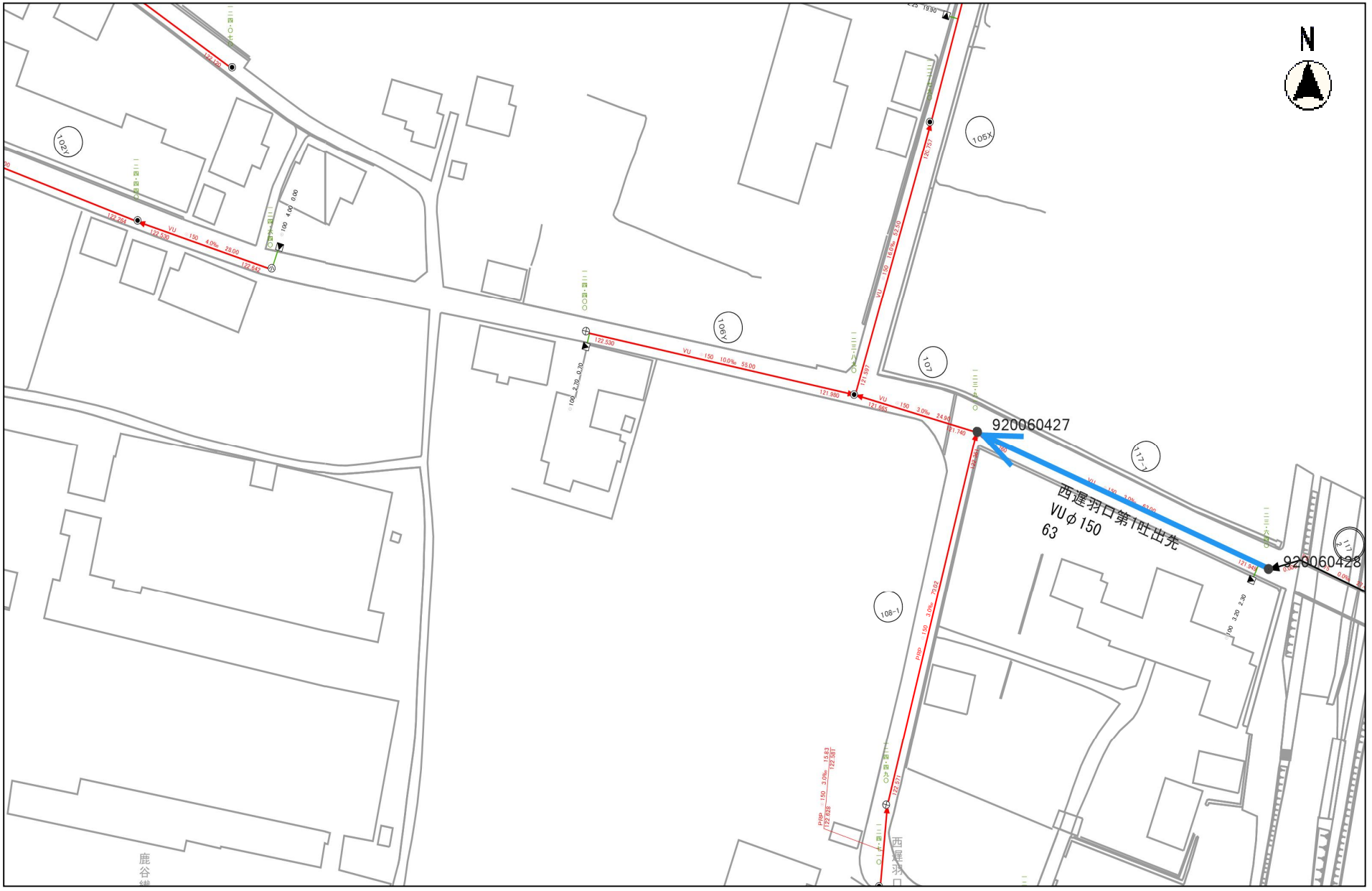
平面図


920060263
西光寺第1吐出先
VUφ150
75
920060265
920060633
21240160
西光寺第2吐出先
PRPφ150
8
北側川
本郷
縮尺 1：1000
10 5 0 10 20

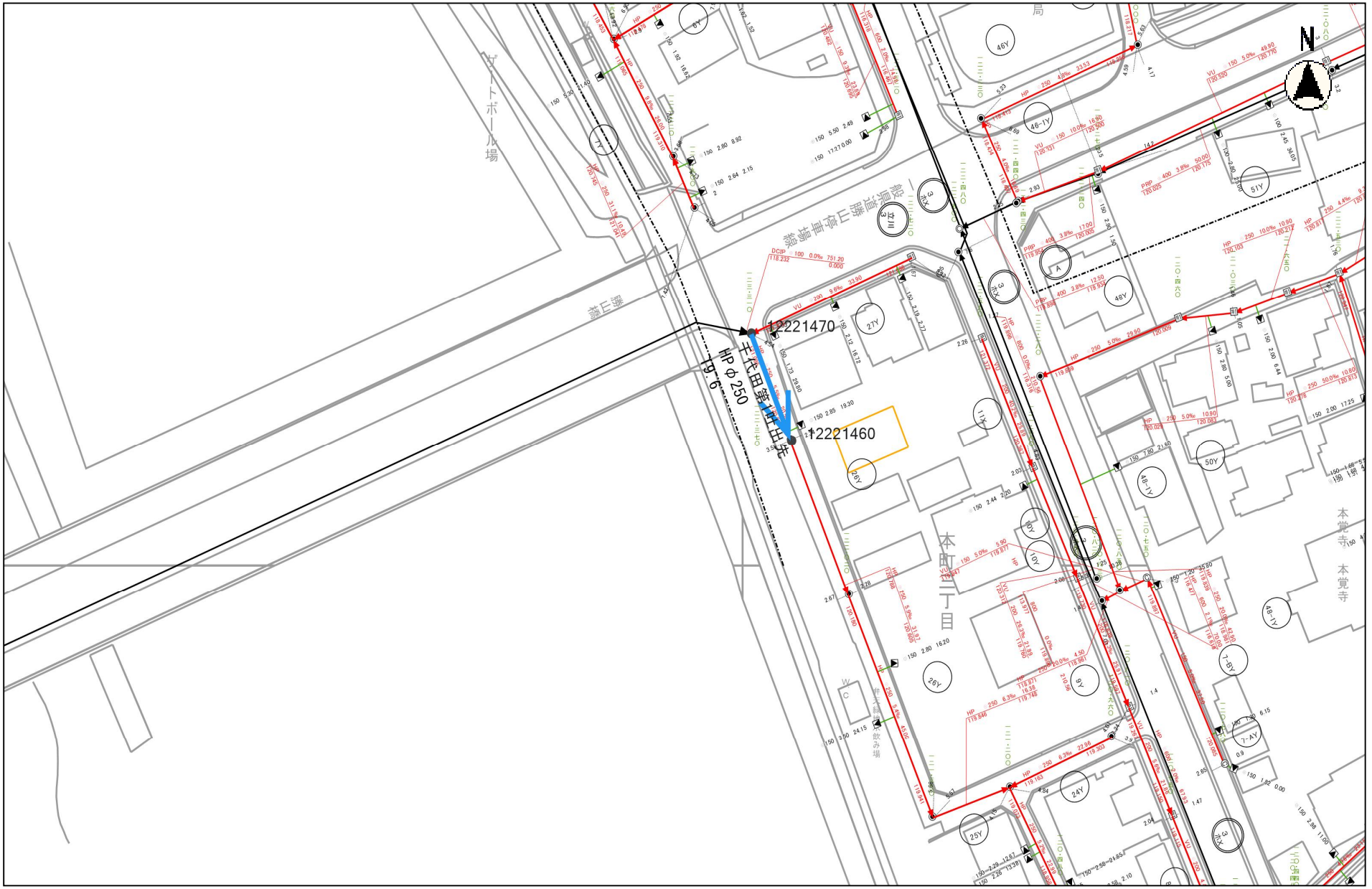
平面図


N
9200603930
西光寺第3吐出先
VU φ150
13.9
9200603920
西光寺第4吐出先
PRP φ150
13.5
縮尺 1：1000
10 5 0 10 20

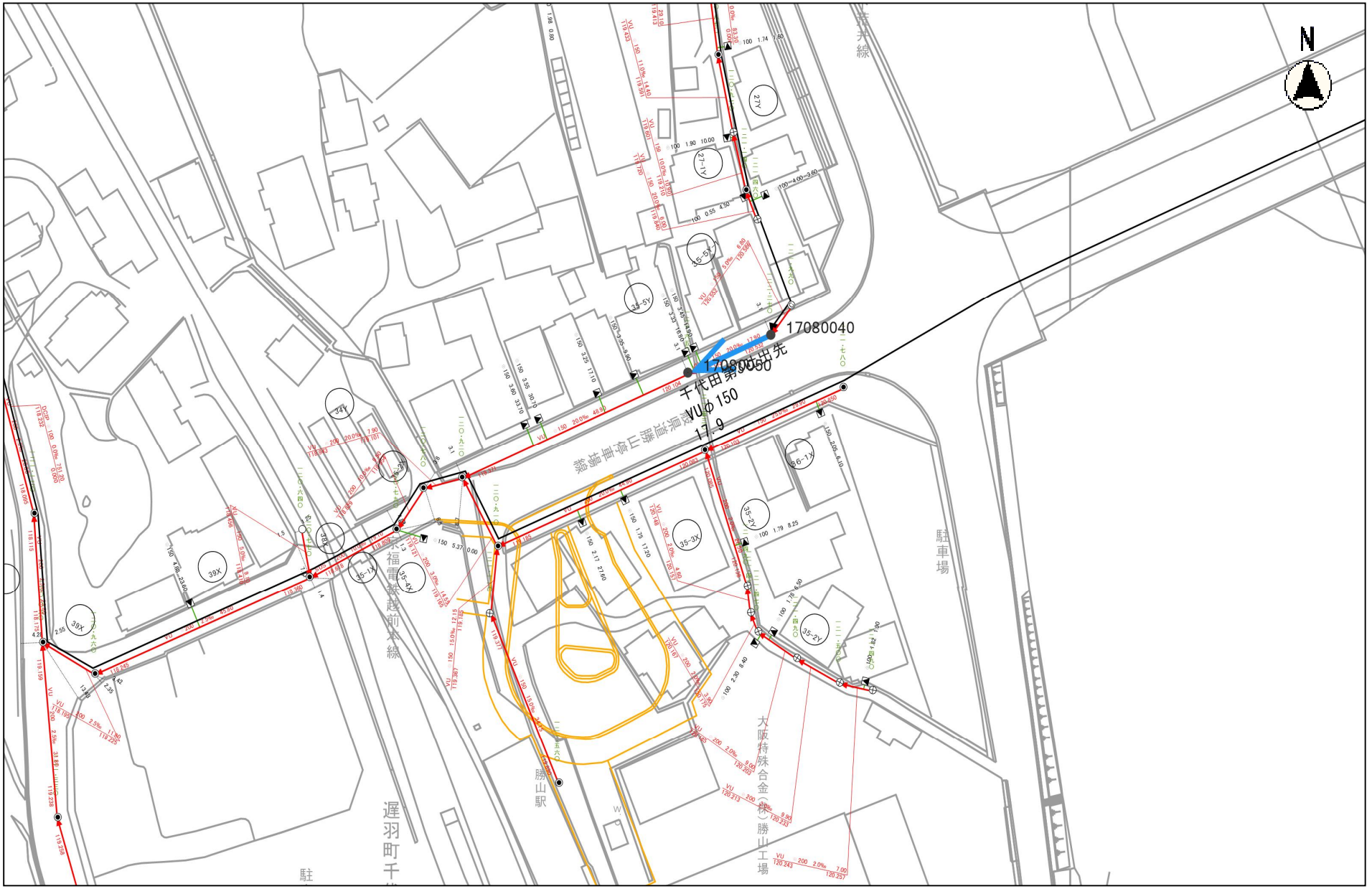
平面図


N
920060427
920060428
西遅羽口第1吐出先
VUφ150
63
縮尺 1：1000
10 5 0 10 20

平面図



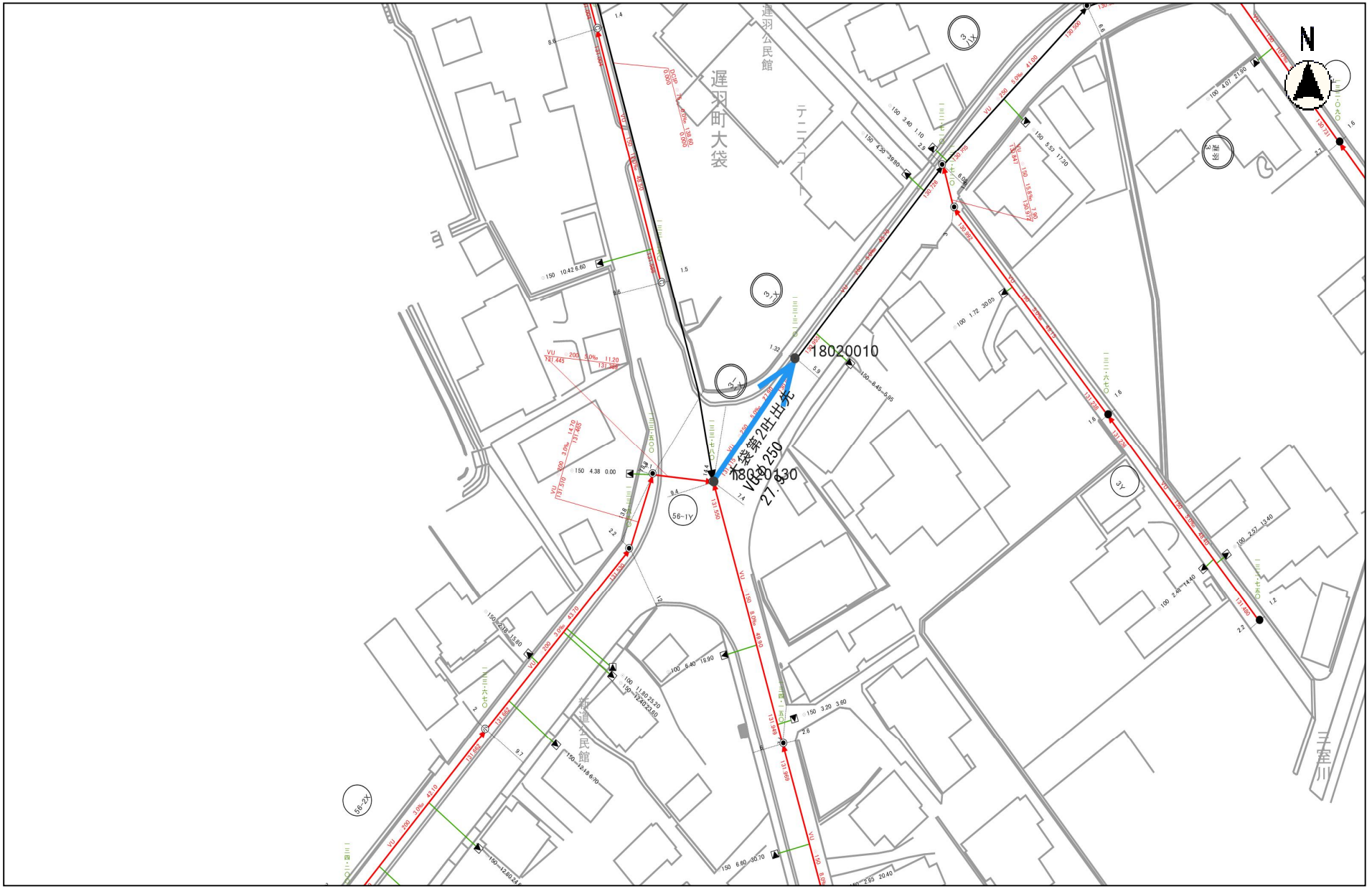
平面図


N
17080040
17080050出先
千代田第5050
VUφ 150
17.9
駐車場
勝山駅
大阪特殊合金㈱勝山工場
遅羽町千
縮尺 1：1000
10 5 0 10 20

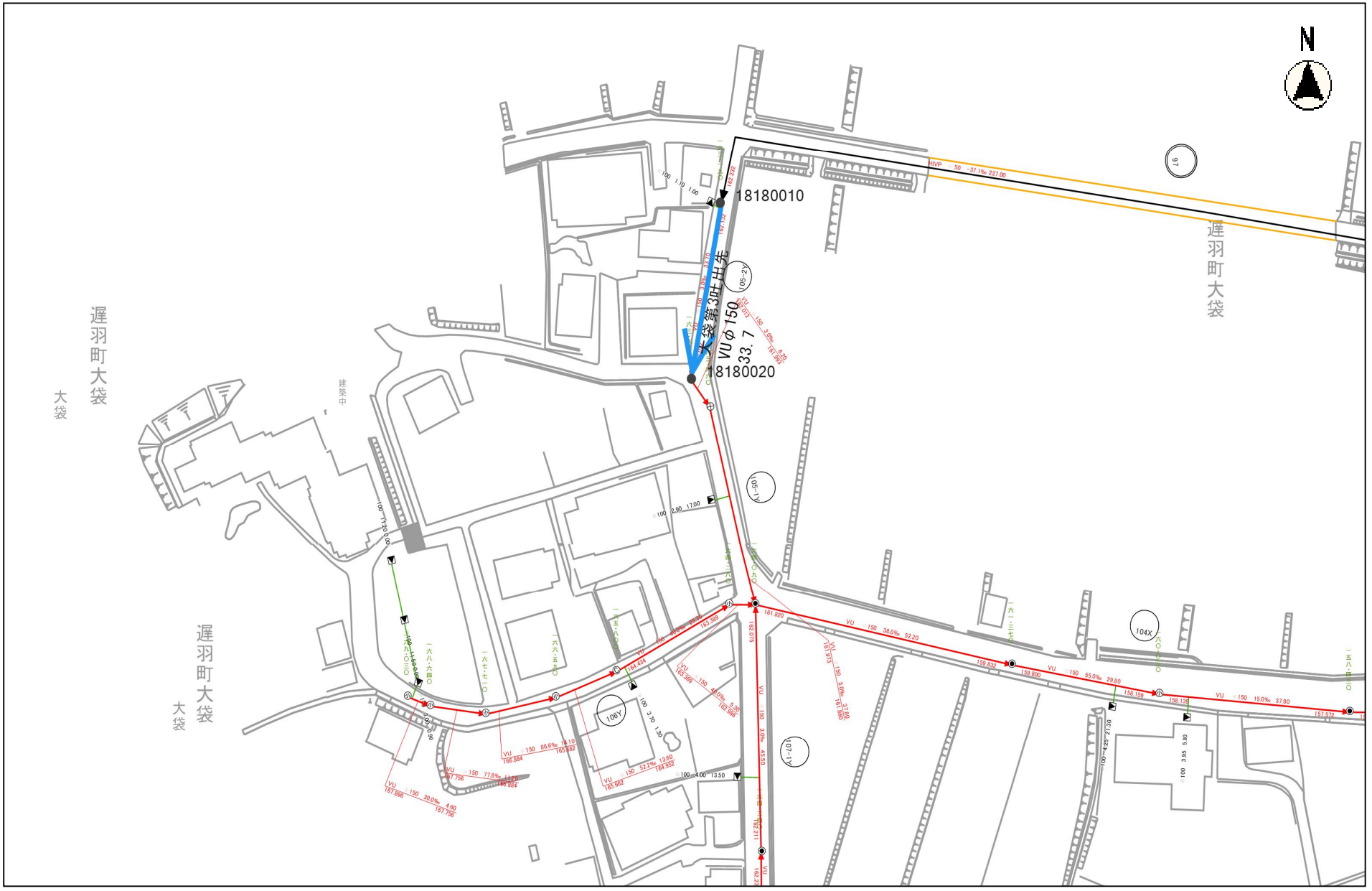
平面図


高島工業団地
西環状線
下高島
N
13110100
大袋第1幹線
VUφ200
13.9
縮尺 1：1000
10 5 0 10 20

平面図


N
遅羽町大袋
遅羽公民館
テニスコート
18020010
木袋第2吐出元
VU 250
27.3
18020130
子室川
縮尺 1：1000
10 5 0 10 20

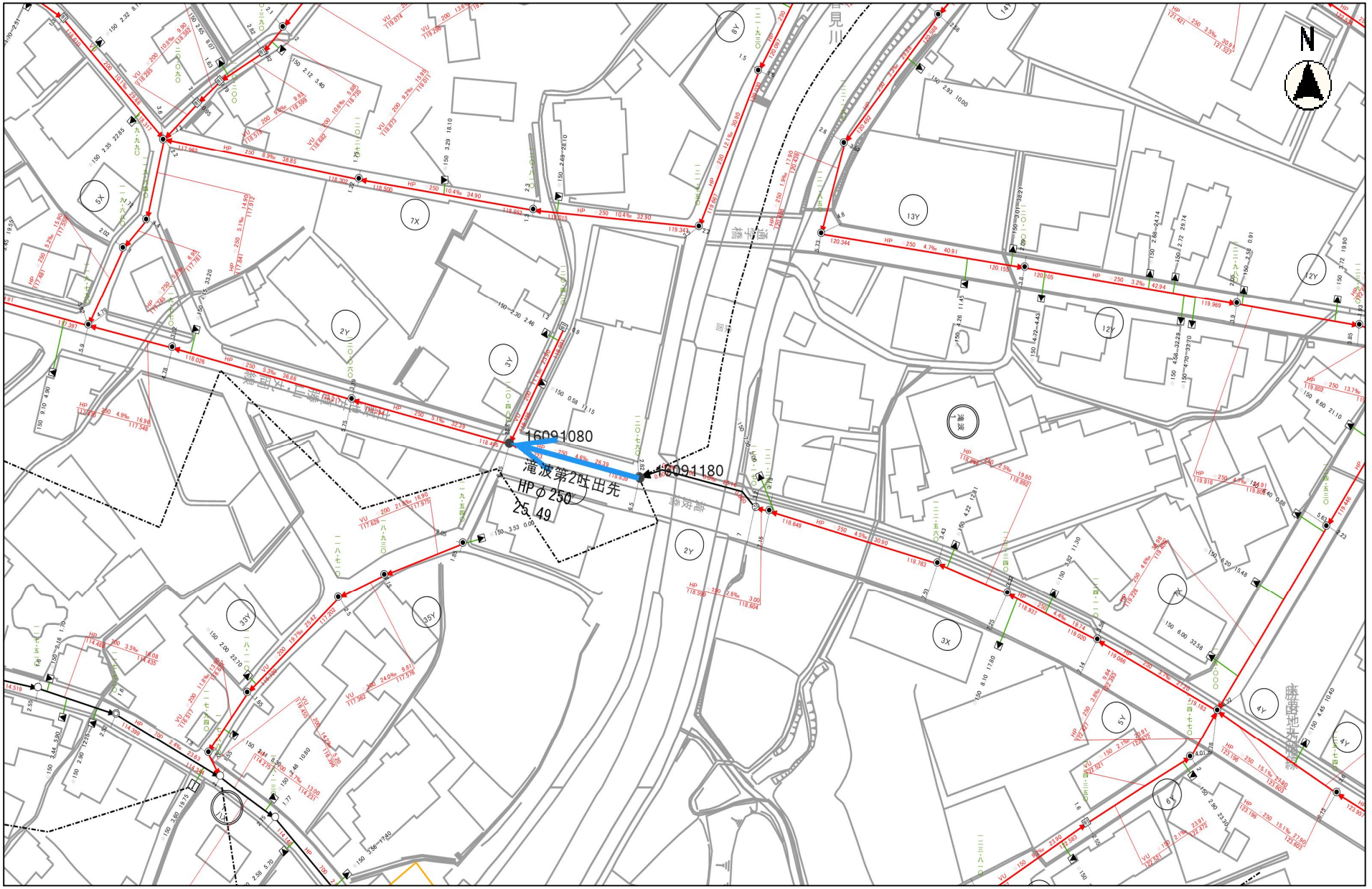
平面図


N
遅羽町大袋
大袋
遅羽町大袋
大袋
遅羽町大袋
建築中
18180010
大袋第3ポンプ場
VU φ 150
33.7
18180020
105-2Y
105-1Y
106Y
104X
107-1Y
97
HVP 50 37.1‰ 227.00
VU 150 38.0‰ 52.20
VU 150 55.0‰ 29.80
VU 150 15.0‰ 37.80
縮尺 1：1000
10 5 0 10 20

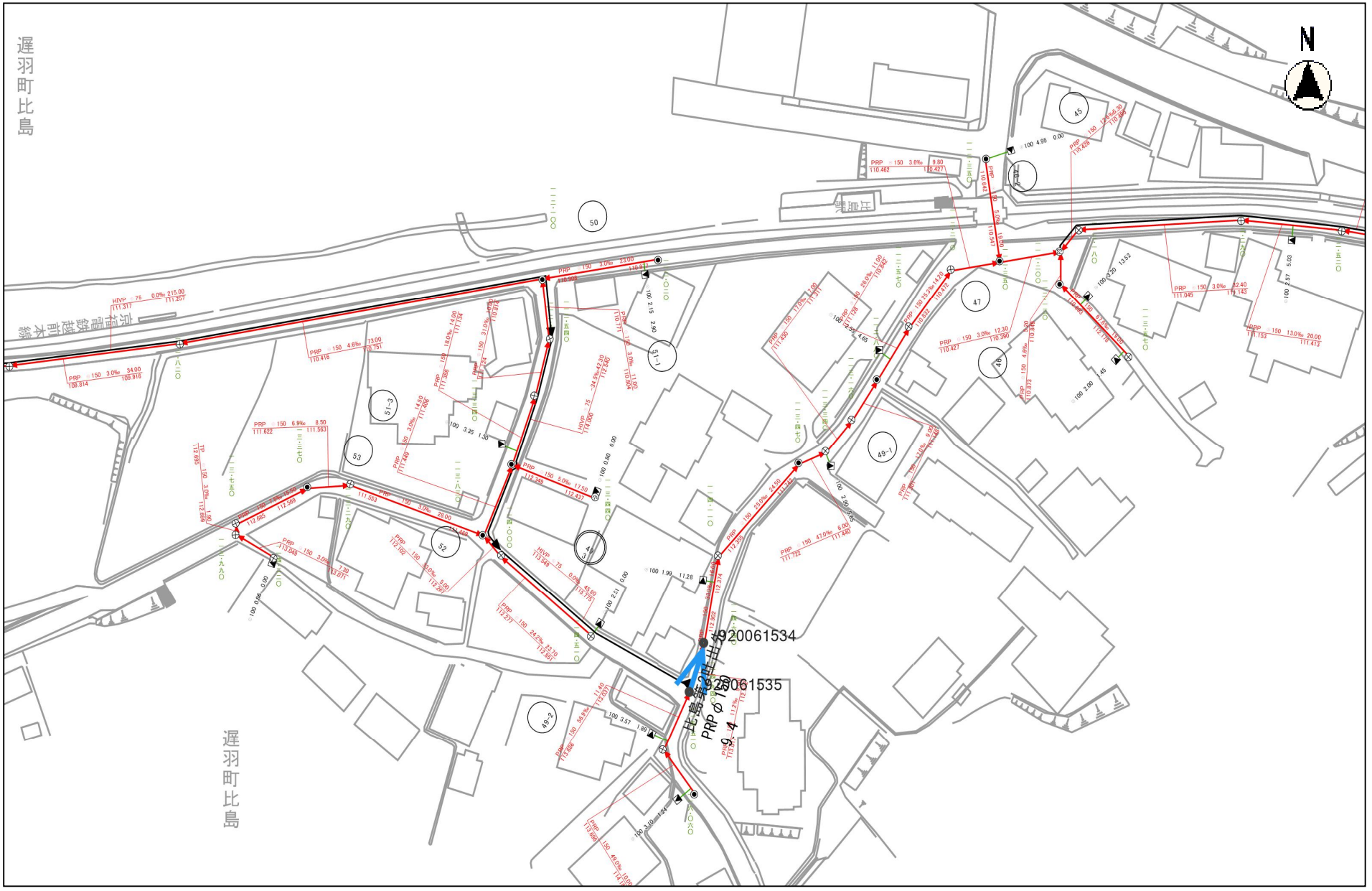
平面図


N
遅羽町大袋
坂瀬川
坂瀬川
村社住吉神社
村社住吉神社
大袋ふれあい会館
18140070
18140080
大袋第4出先
VU 150
9.9
遅羽町大袋
縮尺 1：1000
10 5 0 10 20

平面図



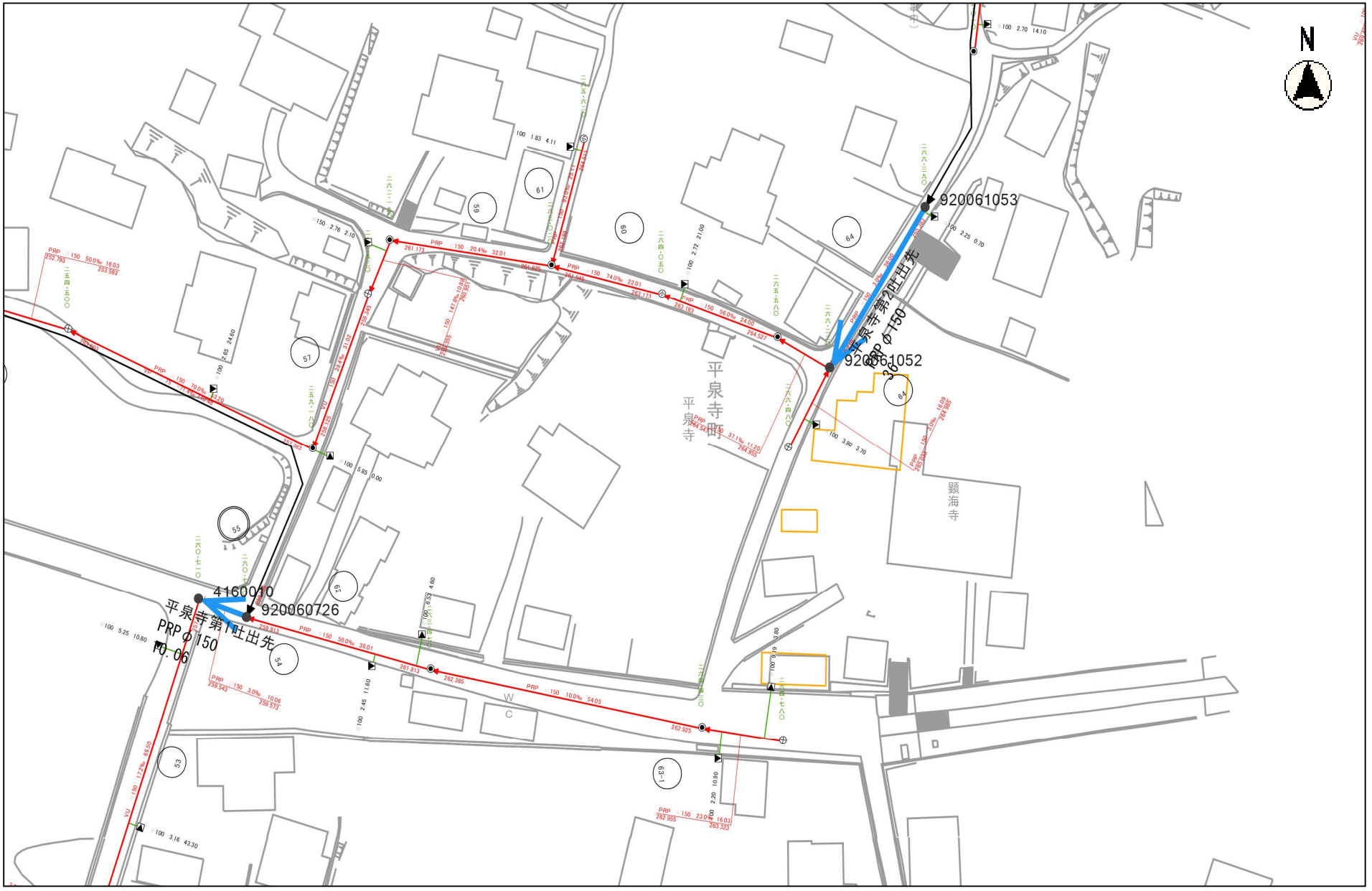
平面図



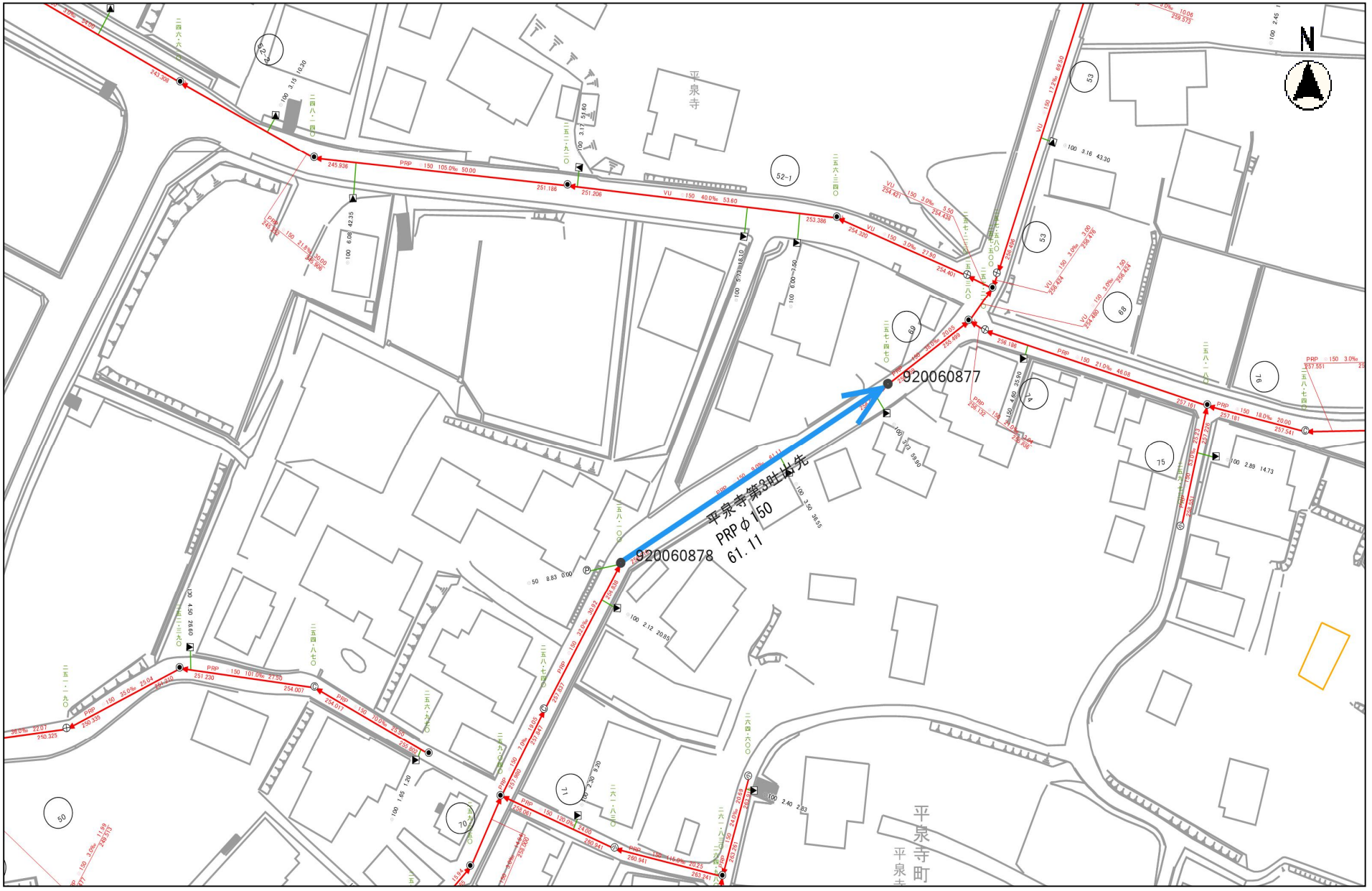
縮尺 1：1000

10 5 0 10 20

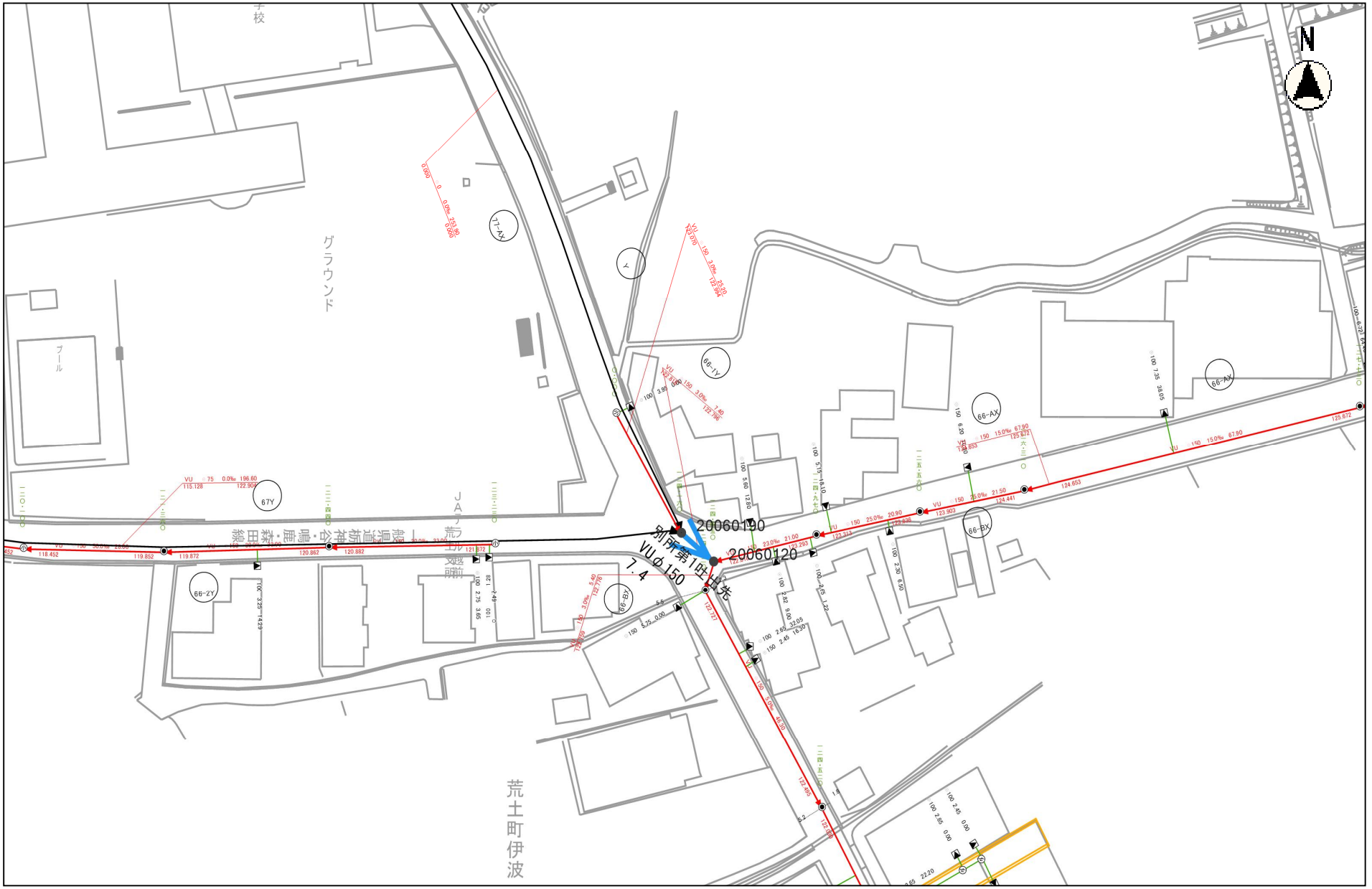
平面図


N
920061053
平泉寺第2吐出先
PRP φ150
920061052
4160010
920060726
平泉寺第1吐出先
PRP φ150
平泉寺
平泉寺町
顕海寺
縮尺 1：1000
10 5 0 10 20

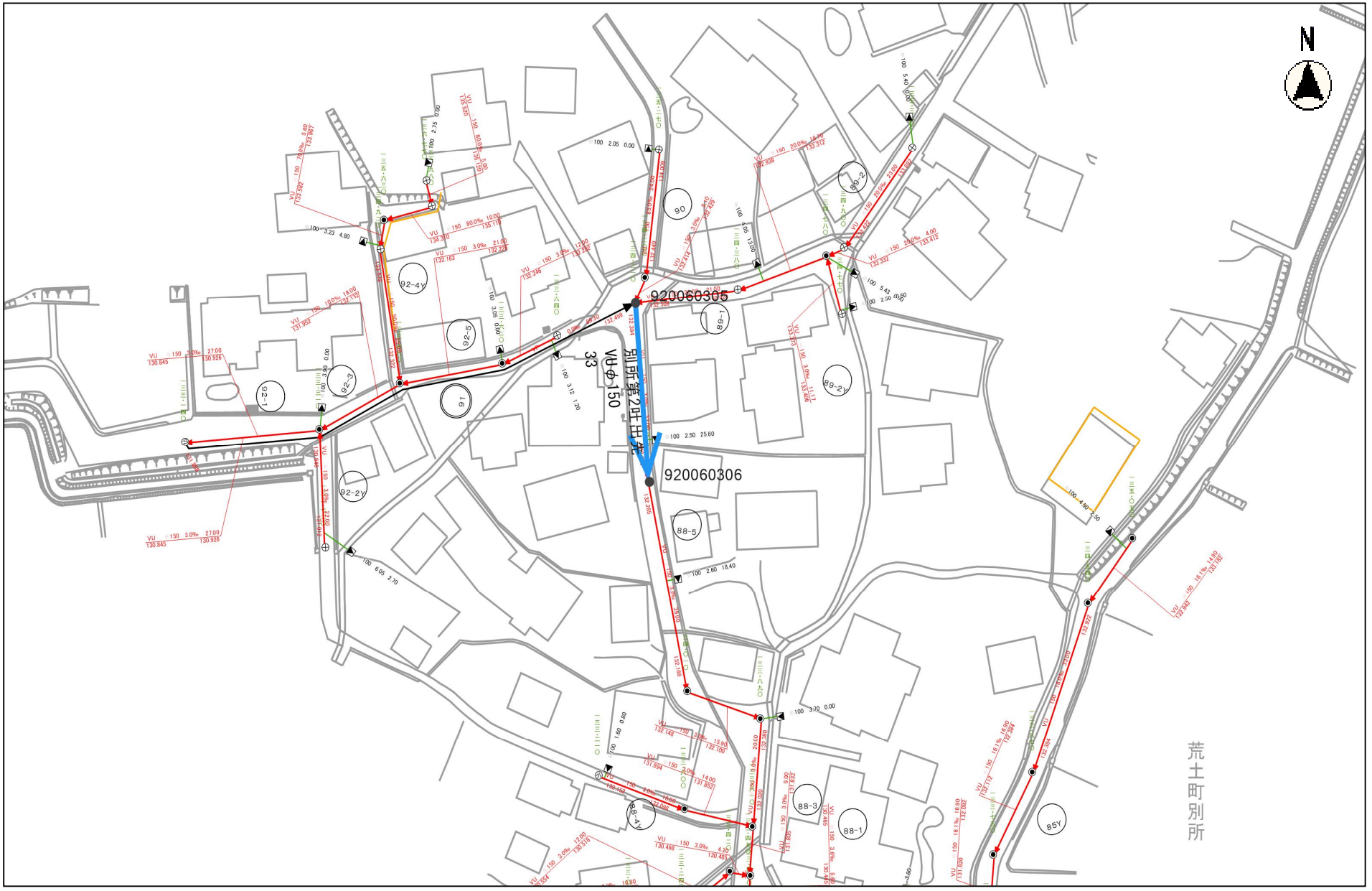
平面図


N
920060877
920060878
平泉寺第3吐出先
PRPφ150
61.11
平泉寺
平泉寺町
縮尺 1：1000
10 5 0 10 20

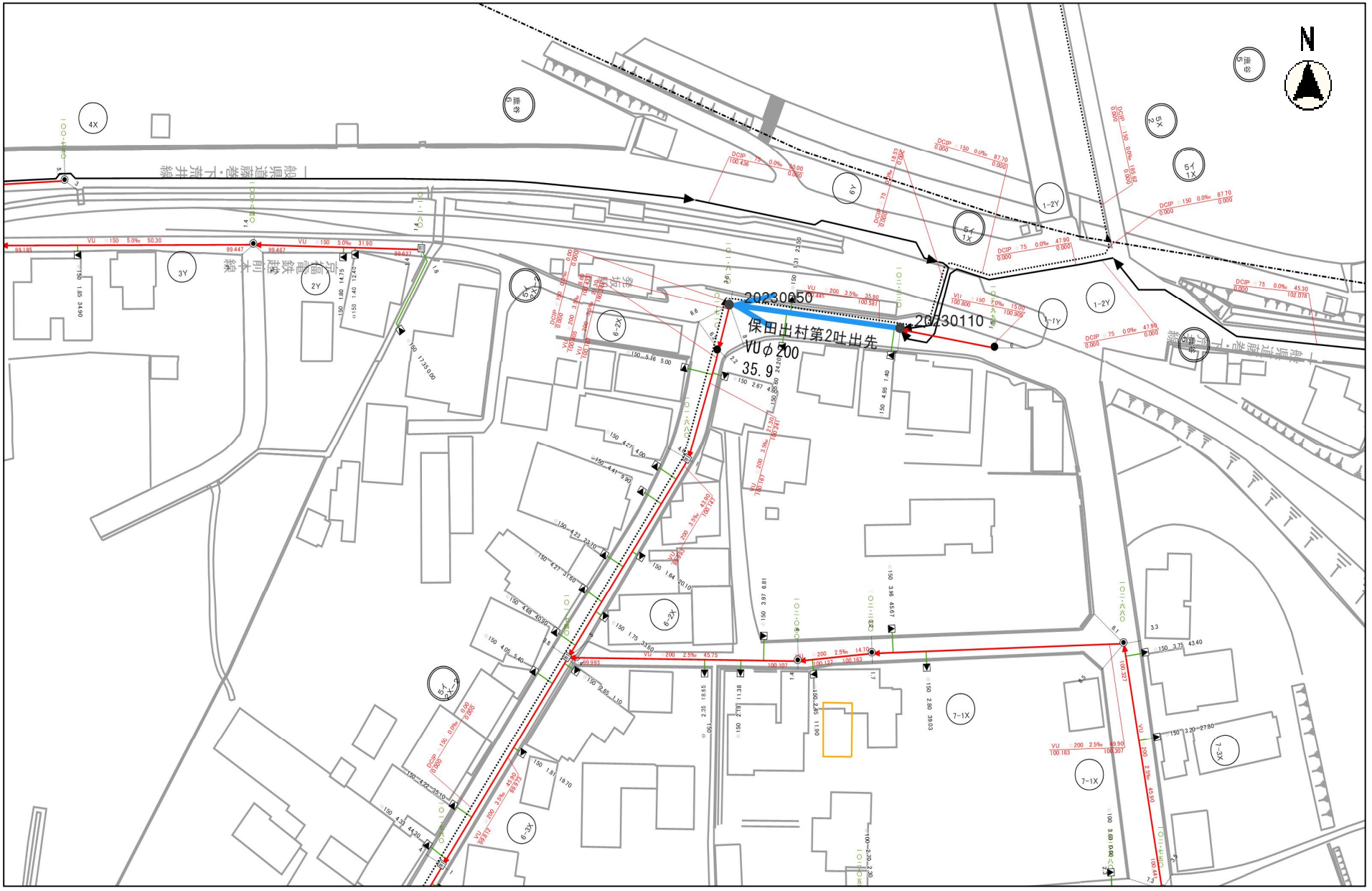
平面図


N
グラウンド
プール
荒土町伊波
JA荒尾
20060190
20060120
新所第1吐出光
VU φ150
7.4
縮尺 1：1000
10 5 0 10 20

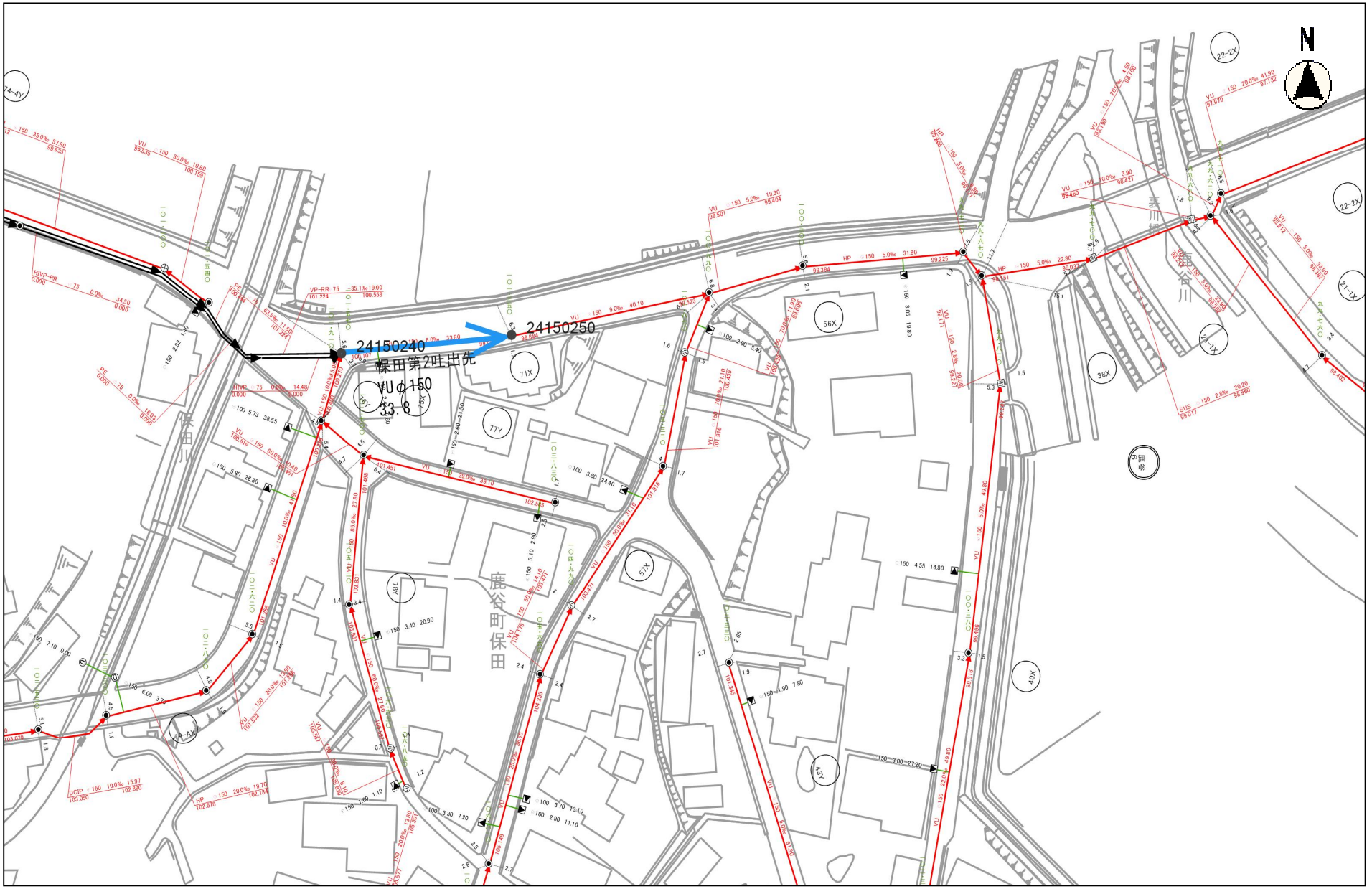
平面図


N
920060305
920060306
別所第2吐出先
VUφ150
33
荒土町別所
縮尺 1：1000
10 5 0 10 20

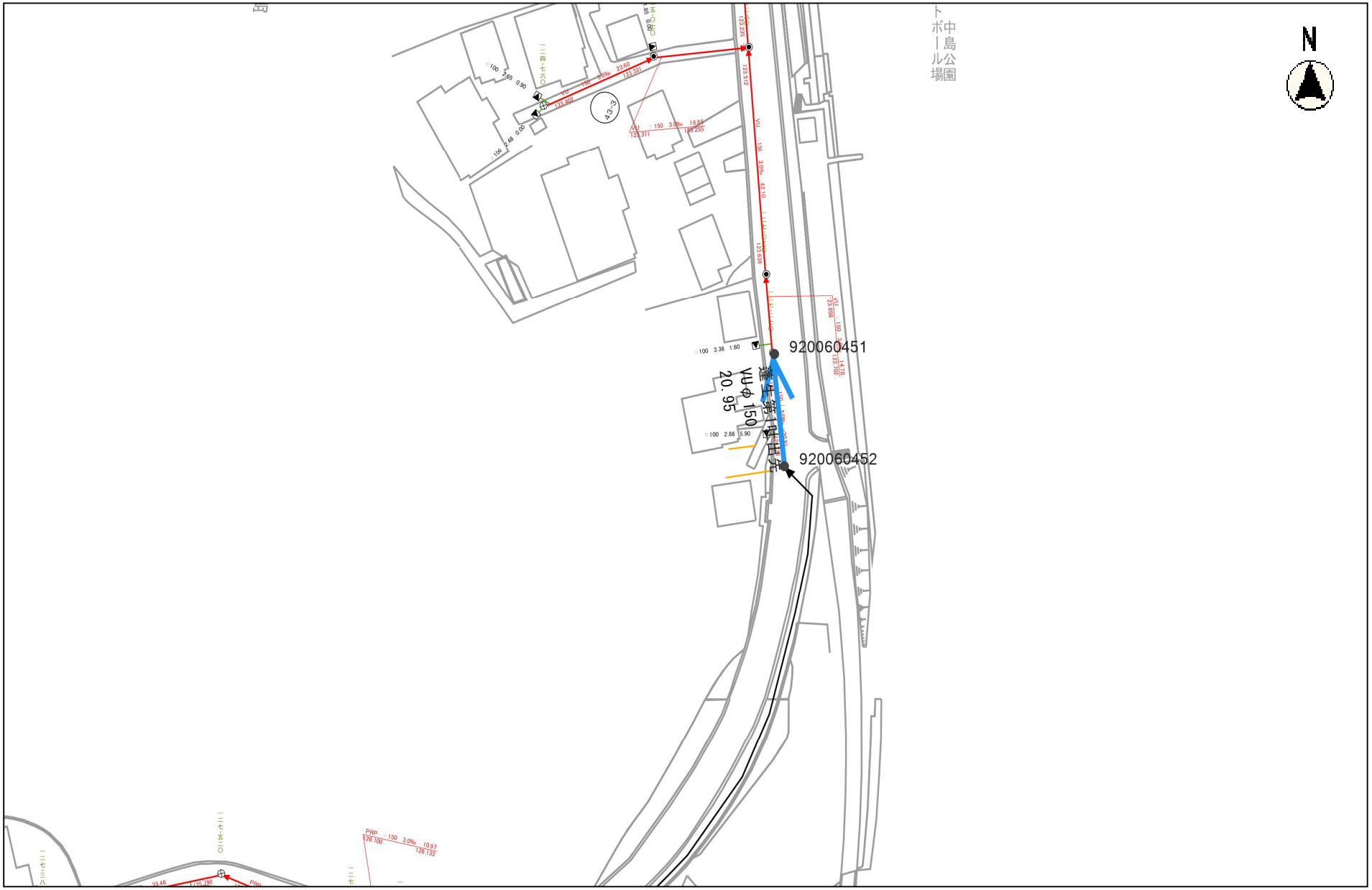
平面図


N
20230250
20230110
保田出村第2吐出先
VUφ200
35.9
縮尺 1：1000
10 5 0 10 20

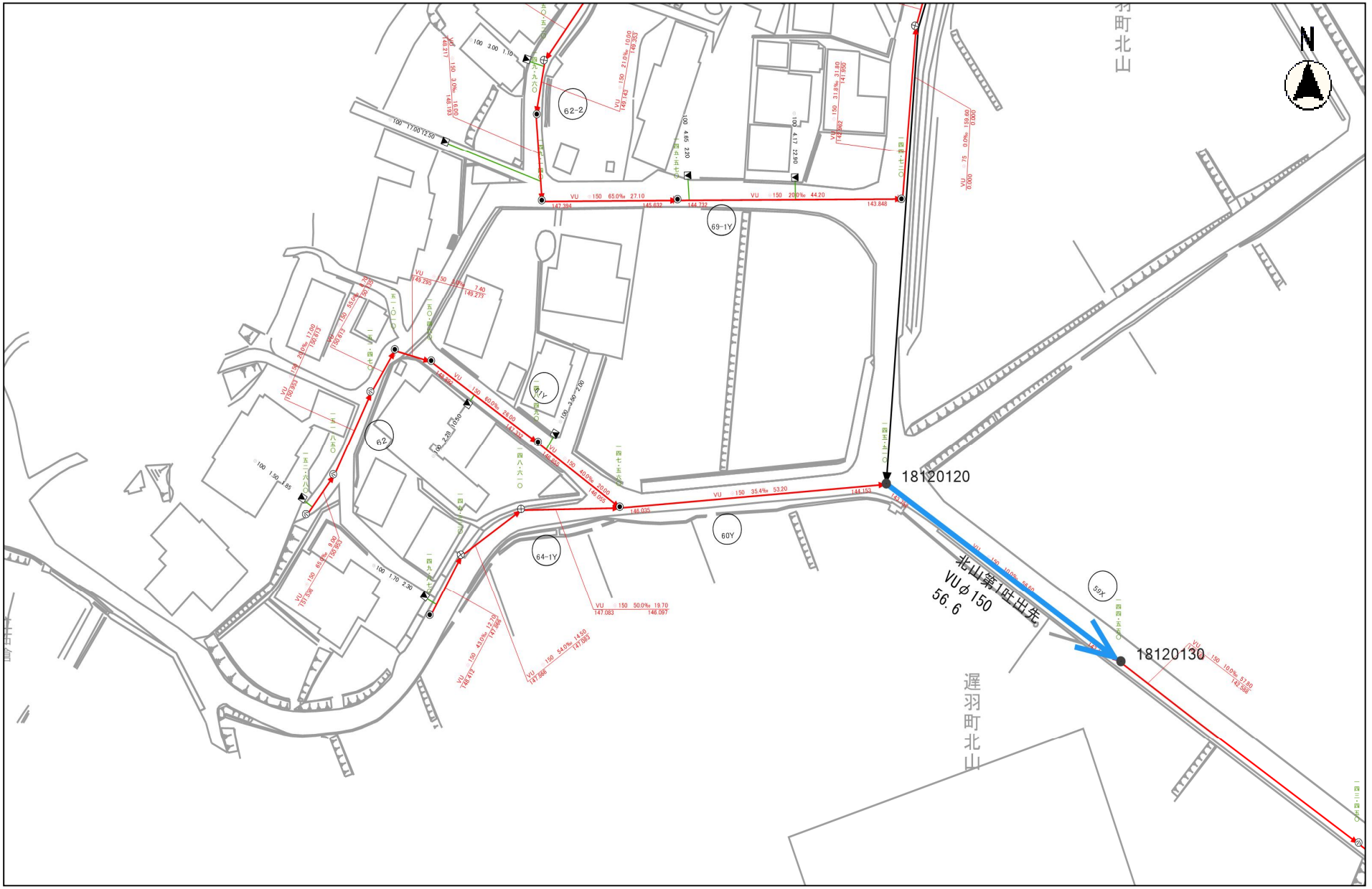
平面図


N
24150240
保田第2吐出先
VUφ150
33.6
24150250
鹿谷町保田
縮尺 1：1000
10 5 0 10 20

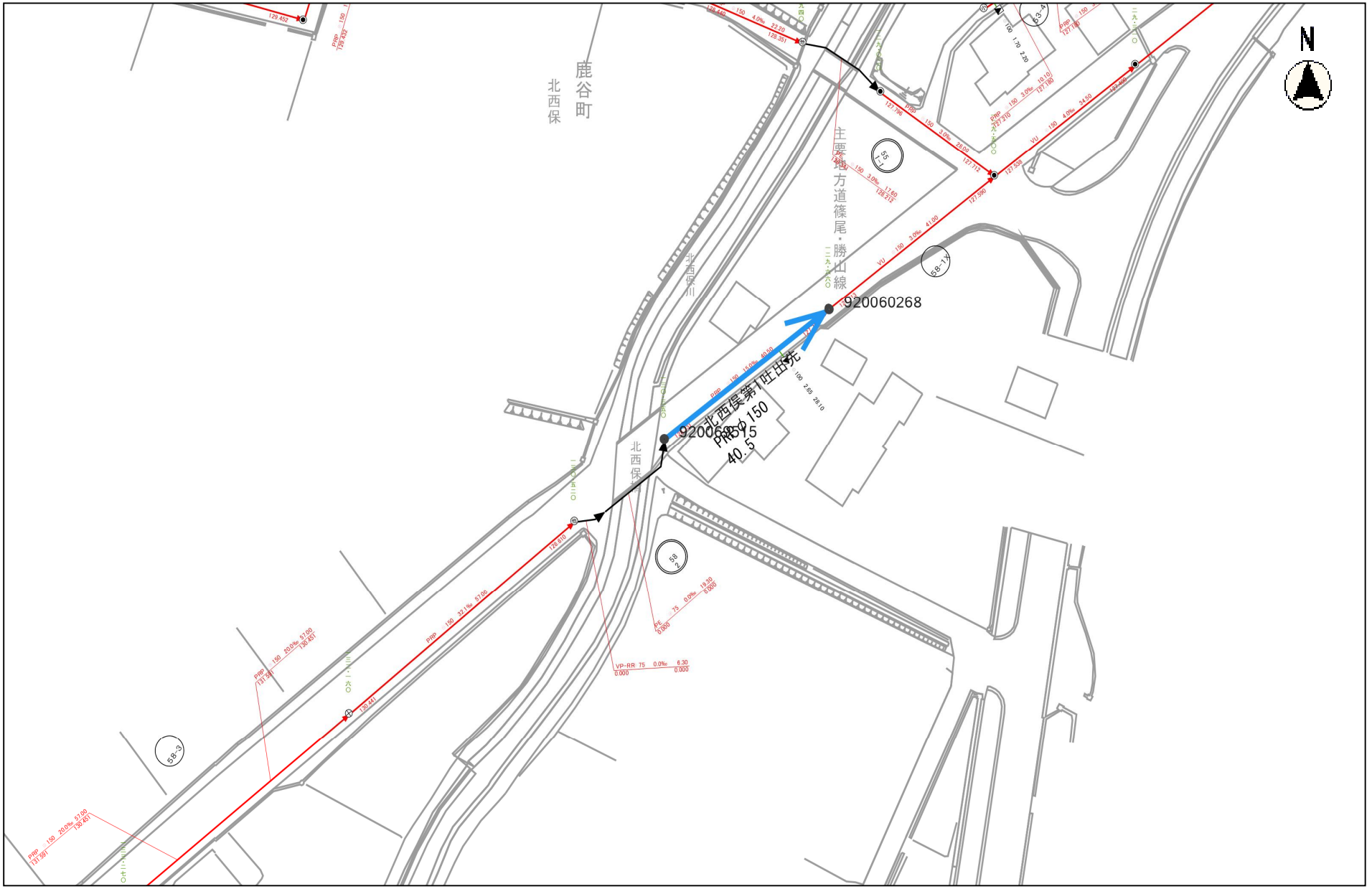
平面図


N
中島公園
920060451
920060452
雨水第1幹線
VU φ150
縮尺 1：1000
10 5 0 10 20

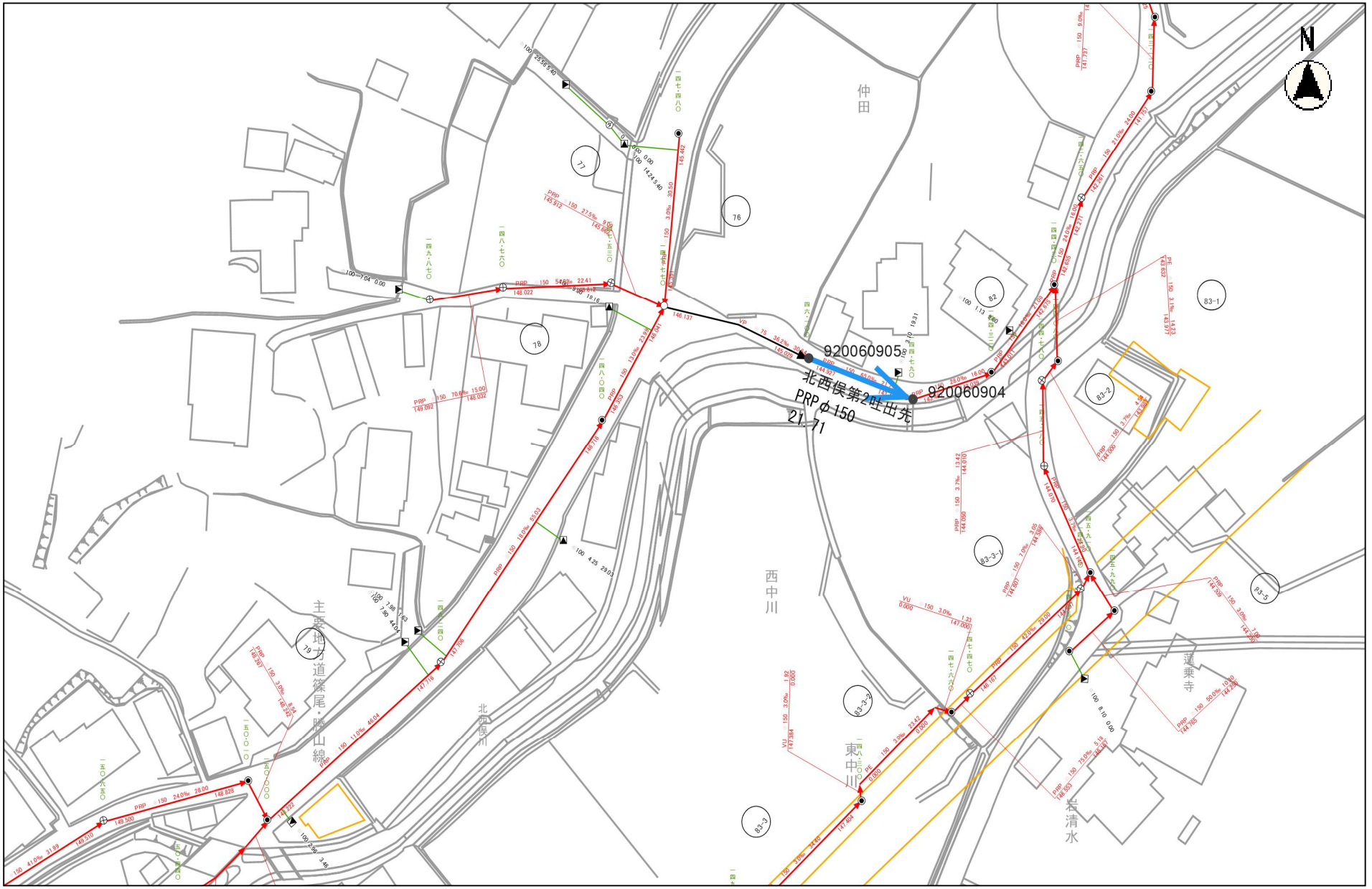
平面図


N
18120120
18120130
北山第1吐出先
VU φ 150
56.6
遅羽町北山
62-2
69-1Y
62
71Y
64-1Y
60Y
59X
縮尺 1：1000
10 5 0 10 20

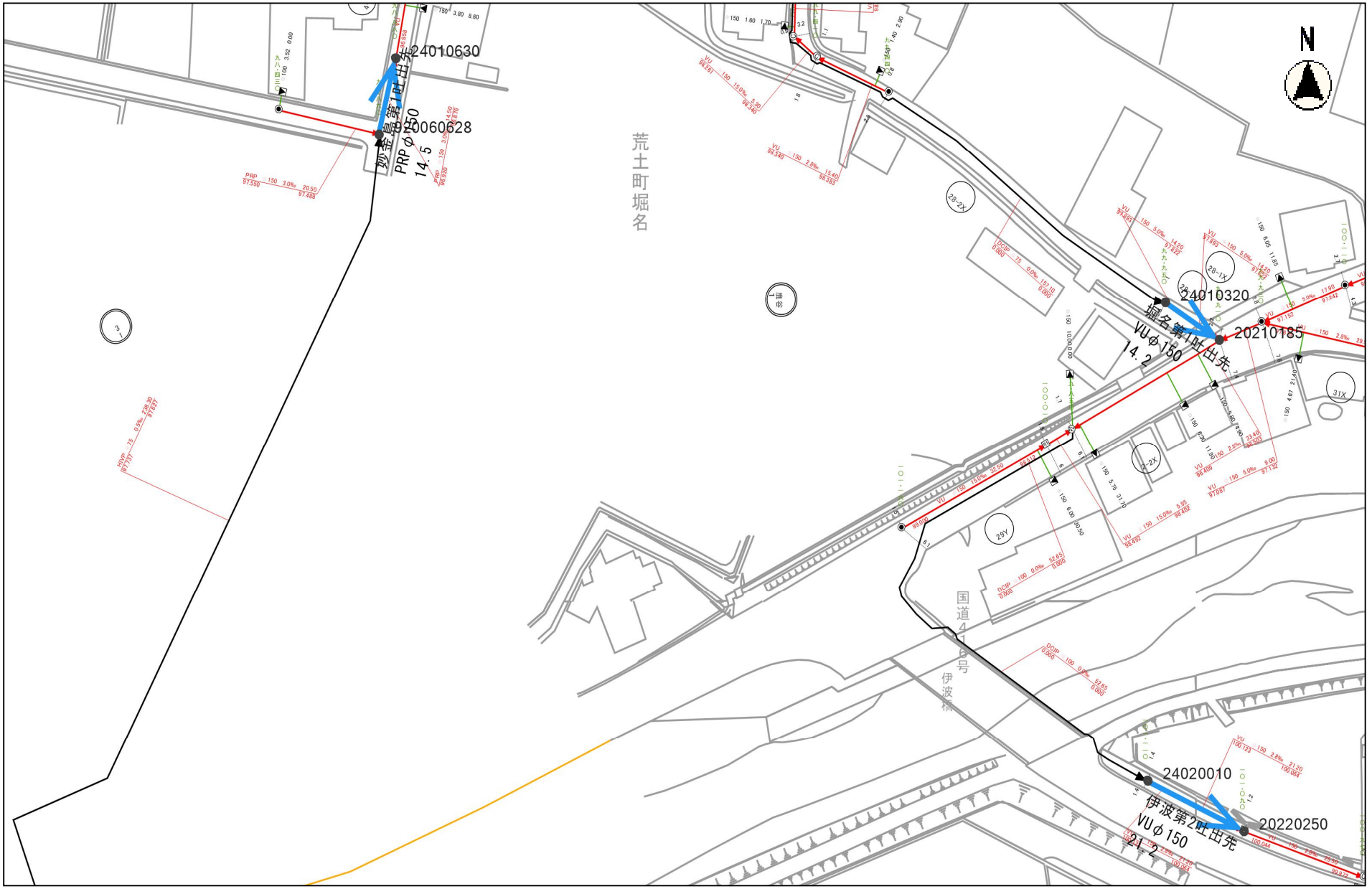
平面図


N
鹿谷町
北西保
主要地方道篠尾・勝山線
北西保川
920060268
北西保第1吐出先
PRS15
40.5
縮尺 1：1000
10 5 0 10 20

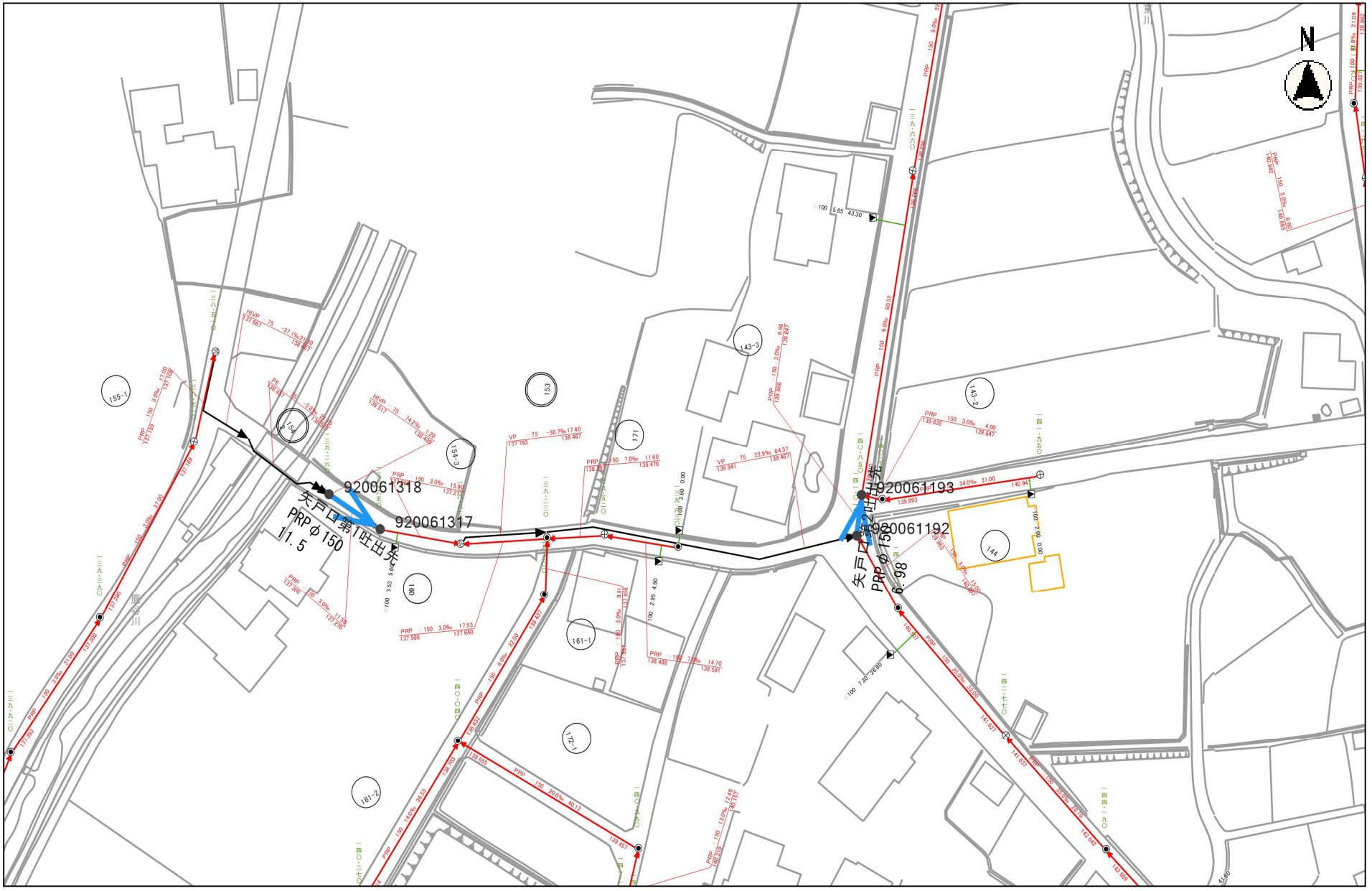
平面図


N
920060905
920060904
北西俣第2吐出先
PRPφ150
21.71
仲田
西中川
北西俣川
東中川
主要地方道篠尾・勝山線
蓮乗寺
岩清水
縮尺 1：1000
10 5 0 10 20

平面図


24010630
20060628
妙香寺第1吐出先
PRPφ250
14.5
荒土町堀名
24010320
20210185
堀名第1吐出先
VUφ150
14.2
24020010
20220250
伊波第2吐出先
VUφ150
21.2
国道416号
伊波橋
N
縮尺 1：1000
10 5 0 10 20

平面図


N
920061318
920061317
920061193
920061192
矢戸口第1吐出先
PRP φ150
11.5
矢戸口第2吐出先
PRP φ150
6.98
縮尺 1：1000
10 5 0 10 20

平面図

